
別紙 5—1 ケアプランデータ連携標準仕様

令和 8 年 8 月

【ケアプランデータ連携標準仕様 更新履歴】

No.	版数	年月日	更新内容
1	201905	令和元年 5 月	居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様書 201905 版として作成
2	202003	令和 2 年 3 月	居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様書 202003 版として標準仕様の技術的課題を解決して作成
3	202208	令和 4 年 8 月	居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様書 202206 版として「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（老認発 0331 第 6 号、令和 3 年 3 月 31 日）で示された様式の変更を反映して作成
3.1	202208	令和 5 年 4 月	ファイルエンコードについて、Shift-JIS（MS932）を許容する等、趣旨を明確にするための改訂
3.2	202208	令和 5 年 6 月	別紙「CSV ファイルレイアウト定義書」のうち、第 7 表No.27「前月までの利用日数」の項目長を「2」から「5」へとする修正やケアプランデータ連携システムの運用を踏まえ、セキュリティ面への配慮を明確にするための改訂
4.0	202504	令和 6 年 7 月	・第 3 表の CSV ファイルレイアウト定義を追加。 ・複数サービス提供事業所への対応としてファイル命名規約の変更 ・「ファイル作成単位」に説明を追加。 ・以下の項目に補足説明を追加 ・第 6 表「単位数」 ・第 6 表「明細判別コード」 ・第 6 表「サービス開始時刻」 ・第 6 表「日割対象日」 ・第 7 表「単位数」 ・第 7 表の項目「回数／日数」の項目長を 2 桁から 3 桁に変更 ・名称を変更 ・「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（老認発○第○号、令和○年○月○日）で示された様式の変更を反映（第 6 表、第 7 表に「TAIS コード」「福祉用具届出コード」「用具名称」を追加。） ・「介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様」に関する内容を追加
4.1	202407	令和 6 年 9 月	・版数を 4.0 版発出月に変更 ・ファイル名称規約の「サービスコード（3 桁）」を「サービス種類コード（2 桁）」に変更
5.0 （暫定版）	暫定版のためバージョンなし	令和 8 年 4 月	・版数 5.0 版発出月（暫定版）に変更 ・介護保険資格確認等 Web サービスとの API 連携による事業所間連携方式に伴う標準仕様の変更 ・API 連携による介護情報基盤への交付用登録、同意・確認用登録に係る標準仕様追加

5.0 (正式 版)	202608	令和8年8月	・版数 5.0 版発出月（正式版）に変更

目次

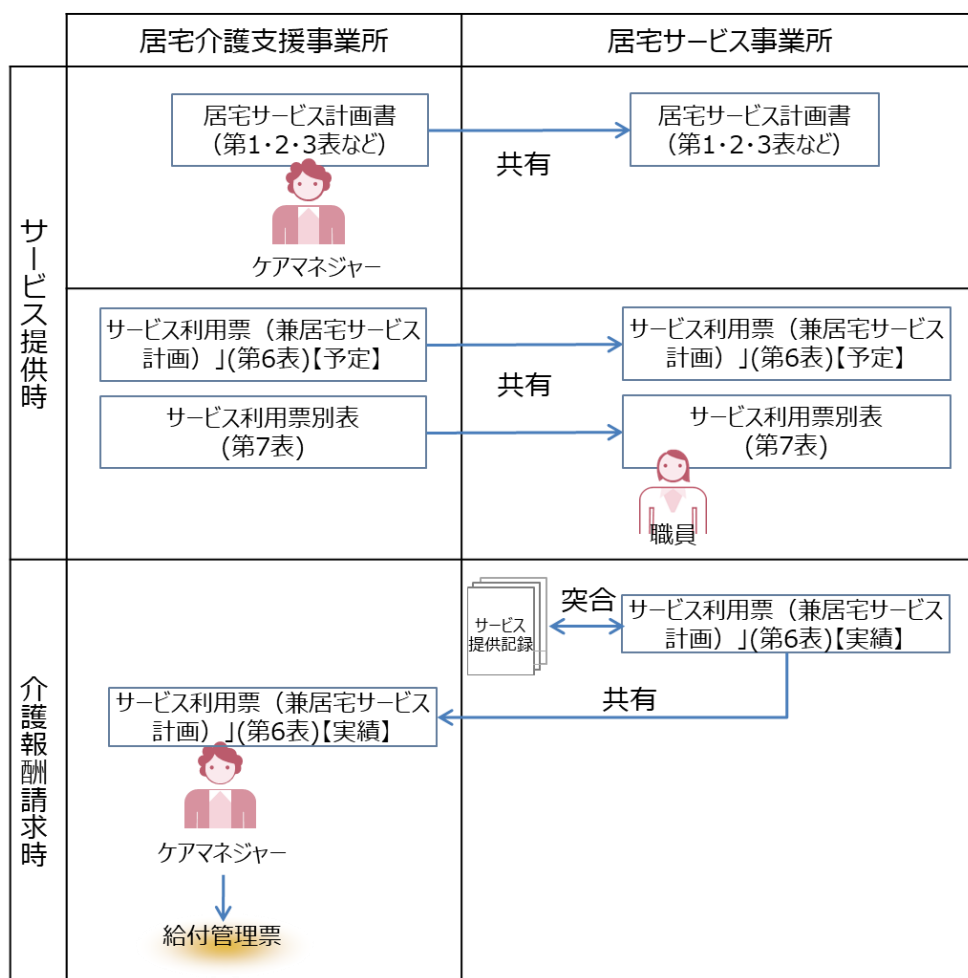
1. 標準仕様に従ったデータ連携の概要	5
1.1 業務の全体像	5
1.2 データ連携における本標準仕様の位置づけ	7
1.3 居宅介護支援に係る本標準仕様の適用範囲	8
1.4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る本標準仕様の適用範囲	10
1.5 施設介護サービスに係る本標準仕様の適用範囲	11
2. 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様について	11
2.1 概要	11
2.2 居宅介護支援に係るデータ連携の API	12
2.3 API のフォーマット	13
2.4 送受信・登録、取下 API 等で取り扱う様式データの一覧	13
2.5 インターフェースデータの関係について	14
2.6 インターフェースデータの処理順序について	15
2.7 インターフェースデータの出力単位について	15
2.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約	16
3. 介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様について	17
3.1 概要	17
3.2 介護予防支援等に係るデータ連携の API	18
3.3 API のフォーマット	18
3.4 送受信・登録、取下 API 等で取り扱う様式データの一覧	18
3.5 インターフェースデータの関係について	20
3.6 インターフェースデータの処理順序について	21
3.7 インターフェースデータの出力単位について	21
3.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約	22
4. 施設介護サービス等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様について	23
4.1 概要	23
4.2 施設介護サービス等に係るデータ連携の API	24
4.3 API のフォーマット	24
4.4 送受信・登録、取下 API 等で取り扱う様式データの一覧	24
4.5 インターフェースデータの関係について	25
4.6 インターフェースデータの出力単位について	26
4.7 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約	26
5. データ項目仕様について	27
5.1 項目一覧	27
5.2 データ形式	27
5.3 文字コード	27
5.4 オブジェクト配列における NULL の定義	27
5.5 リクエストボディサイズの制限	28
5.6 ファイル送信方式	28

5.7	データ ID の付与	28
5.8	事業所間連携における添付ファイル・メッセージの送受信	28
5.9	バージョン変換にあたっての留意点	29
6.	運用に応じたデータの流れについて	35
6.1	居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様の流れについて	35
6.2	介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様の流れについて	39
7.	交付用ケアプラン情報、同意・確認用ケアプラン情報の運用に応じたデータの流れについて	42
7.1	履歴管理の目的と基本方針	42
7.2	主キーと採番規則	43
7.3	交付用ケアプラン情報における操作と状態	43
7.4	同意・確認用ケアプラン情報における操作と状態	44
7.5	同意成立に伴う交付用ケアプラン情報の生成	45
7.6	計画作成日が同一の交付用・同意確認用ケアプラン情報の登録可否	45
7.7	履歴番号のカウントアップ契機	46
7.8	代表シナリオにおける履歴形成	46
8.	データ連携にあたっての安全管理について	48
9.	本標準仕様への適合確認について	48

1. 標準仕様に従ったデータ連携の概要

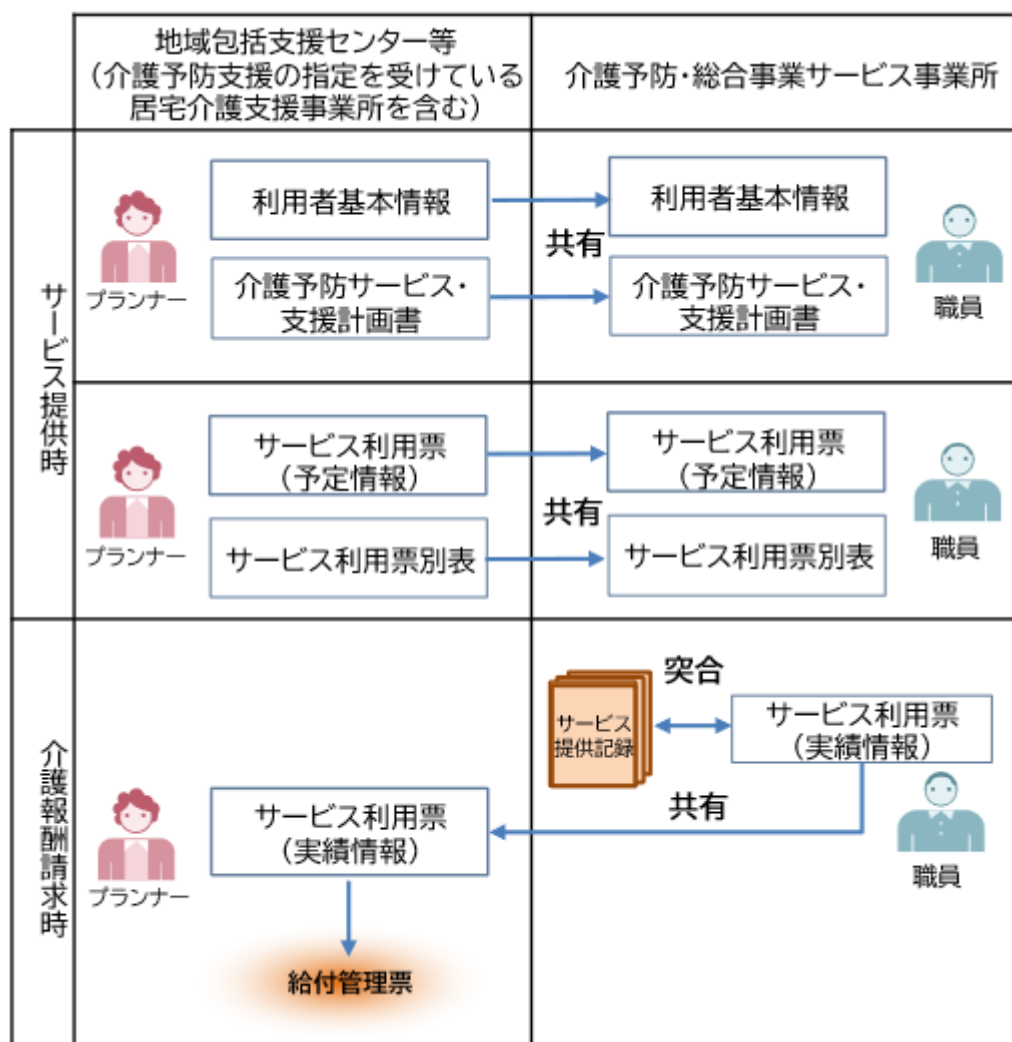
1.1 業務の全体像

介護保険サービスの利用にあたっては、サービス提供時は、居宅介護支援事業所から居宅サービス事業所に居宅サービス計画書（1・2・3表など）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【予定】、サービス利用票別表（第7表）を共有し、介護報酬請求時は、居宅サービス事業所から居宅介護支援事業所にサービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】を共有する。

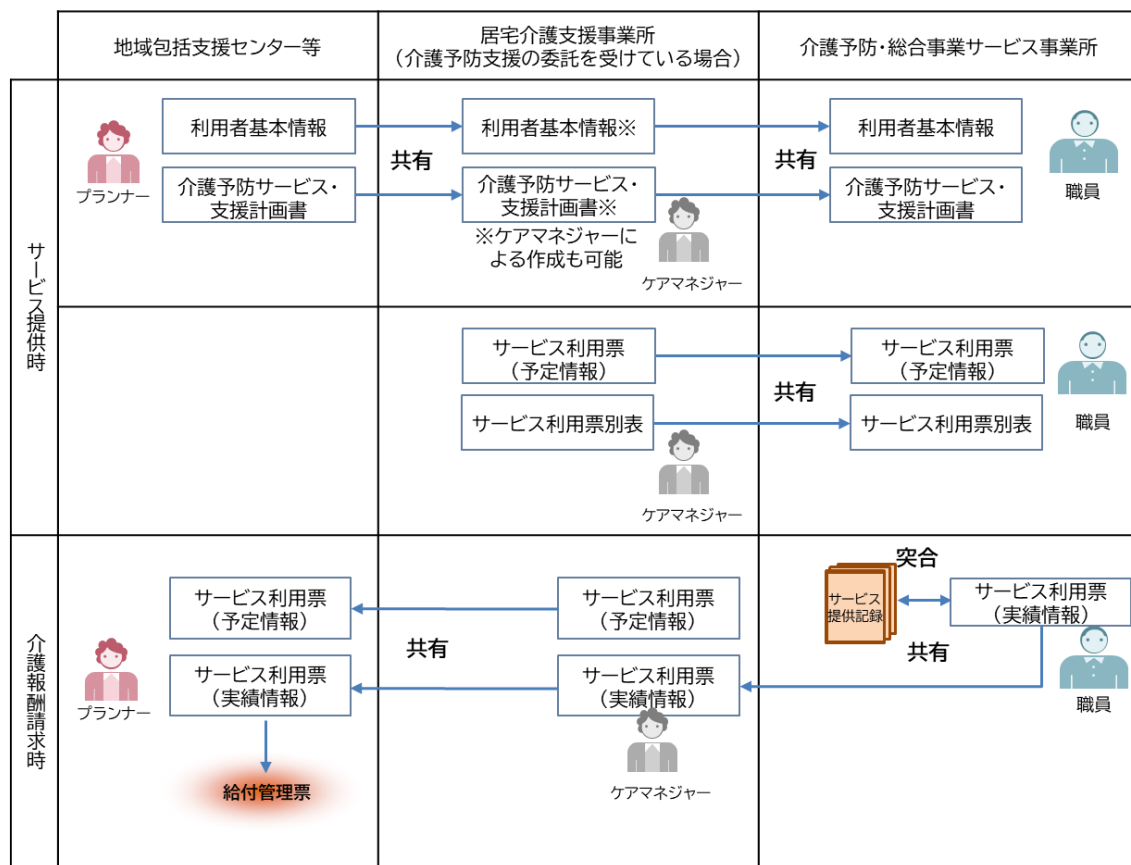


図表 1.1.1 居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所での情報共有の流れ（データ連携前）

介護予防支援や介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）の利用にあたっては、サービス提供時は、地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所（以下、「委託なし」という。）、もしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（以下、「委託あり」という。また、上記地域包括支援センター及び委託あり・なしの居宅介護支援事業所全体を「地域包括支援センター等」という。）から介護予防・総合事業サービス事業所に利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、サービス利用票を共有し、介護報酬請求時は、介護予防・総合事業サービス事業所から地域包括支援センター等にサービス利用票【実績】を共有する。委託ありの場合の居宅介護支援事業所では、介護予防・総合事業サービス事業所から共有されたサービス利用票【実績】に【予定】を付けて、地域包括支援センターへ共有する。



図表 1.1.2 地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所での情報共有の流れ
(データ連携前、委託なしの場合)



図表 1.1.3 地域包括支援センター等と居宅サービス事業所での情報共有の流れ
(データ連携前、委託ありの場合)

1.2 データ連携における本標準仕様の位置づけ

これらの情報をデータ連携によって共有するにあたって、送信元の事業所においては介護業務ソフト等から API 連携により相手事業所を指定して介護保険資格確認等 Web サービスに送信し、受信事業所において使用する介護業務ソフト等から介護保険資格確認等 Web サービスへの API 連携により当該データを取り込む。そのことにより、受信事業所が共有内容を再度入力することなく、自動的に情報が反映されることを期待するものである。

本標準仕様は、居宅サービス計画書（1・2・3 表）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）、サービス利用票別表（第 7 表）、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書について、標準的なデータ形式を定めることで、異なる介護業務ソフトベンダーや種類であっても、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所との間で、又は地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所との間で、円滑なケアプランのデータ連携を行うことが出来るよう、必要なインターフェース項目やフォーマット等を示すものである。なお、本データ連携については、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所との間、又は地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所との間の連携において、生産性向上のために利用されるものとなる。任意項目の出力、ファイル取込、推奨している自動反映については、標準化することが望ましく、機能の有無を公表すること。

また、介護情報基盤の稼働に伴い、ケアプラン（利用者補足情報、居宅サービス計画書（1・2・3 表）、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書）を作成した事業所においては、介護業務ソフト等からの API 連携により、原案に対し利用者から同意を取得し確定となったケアプラン情報（以下「交付用ケアプラン情報」という。）を介護情報基盤へ登録する。この登録により、介護事業所における利用者に関する過去のケアプラン情報の参照や、利用者本人によるマイナポータルでのケアプラン情報参照が可能と

なることで利便性の向上を期待するものである。

さらに、介護情報基盤では、居宅サービス計画書もしくは介護予防サービス・支援計画書の原案、またサービス利用票の予定を利用者からオンラインで同意・確認を取得する業務において、書面等以外で同意・確認の記録を取得できるようにする手段として、将来的にマイナポータルを介して同意・確認の記録を取得できる仕組みを提供することを検討している。この仕組みを利用して利用者から同意・確認の記録を取得する事業所は、同意・確認の記録を取得する対象のケアプラン情報（以下「同意・確認用ケアプラン情報」という。）を介護業務ソフト等からの API 連携により登録する。なお、同意・確認用ケアプラン情報について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

本標準仕様では、これら交付用ケアプラン情報及び同意・確認用ケアプラン情報の登録に必要なインターフェース項目やフォーマット等も対象とする。

1.3 居宅介護支援に係る本標準仕様の適用範囲

事業所間の連携における居宅介護支援事業所等（小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある居宅サービスを含む）と事業所間でのデータ連携を行う範囲は、以下のサービス種別とする。なお、介護保険資格確認等 Web サービスの仕様としては、下表で対象外と示すサービス種類が事業所間連携用 API で送信された場合でも、送信不可の制御をしていない点に留意すること。

介護給付		
サービス種類		連携対象
11	訪問介護	○
12	訪問入浴介護	○
13	訪問看護（※定期巡回連携型も対象）	○
14	訪問リハビリテーション	○
15	通所介護	○
16	通所リハビリテーション	○
17	福祉用具貸与	○
21	短期入所生活介護	○
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○
2A	短期入所療養介護（介護医療院）	○
31	居宅療養管理指導	○
71	夜間対応型訪問介護	○
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○
72	認知症対応型通所介護	○
78	地域密着型通所介護	○
73	小規模多機能型居宅介護	○
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
77	看護小規模多機能型居宅介護	○
79	看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
33	特定施設入居者生活介護	対象外
27	特定施設入居者生活介護（短期利用）	○
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	○
32	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○
41	特定福祉用具販売	対象外
42	住宅改修	対象外
51	介護福祉施設サービス	対象外
52	介護保健施設サービス	対象外
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	対象外
59	特定介護サービス等	対象外
81	市町村特別給付	対象外

また、交付用登録 API、同意・確認用登録 API は、登録元の介護事業所のサービス種類及び介護保険資格確認等 Web サービスとの認証に紐づくアカウントの職種により、利用可否が異なる。詳細は「別紙 4. サービス種類と職種の処理権限」を参照すること。

1.4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る本標準仕様の適用範囲

地域包括支援センター等（居宅介護支援事業所、介護予防小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある介護予防サービスを含む）と事業所間でのデータ連携を行う範囲は、以下のサービス種別とする。なお、介護保険資格確認等 Web サービスの仕様としては、下表で対象外と示すサービス種類が事業所間連携用 API で送信された場合でも、送信不可の制御をしていない点に留意すること。

予防給付		
	サービス種類	連携対象
62	介護予防訪問入浴介護	○
63	介護予防訪問看護	○
64	介護予防訪問リハビリテーション	○
66	介護予防通所リハビリテーション	○
67	介護予防福祉用具貸与	○
24	介護予防短期入所生活介護	○
25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○
26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○
2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	○
34	介護予防居宅療養管理指導	○
74	介護予防認知症対応型通所介護	○
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	○
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
35	介護予防特定施設入居者生活介護	対象外
37	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○
44	特定介護予防福祉用具販売	対象外
45	介護予防住宅改修	対象外
59	特定介護サービス等	対象外
81	市町村特別給付	対象外

介護予防・日常生活支援総合事業		
サービス種類		連携対象
A2	訪問型サービス（独自）	○
A3	訪問型サービス（独自／定率）	○
A4	訪問型サービス（独自／定額）	○
A6	通所型サービス（独自）	○
A7	通所型サービス（独自／定率）	○
A8	通所型サービス（独自／定額）	○

また、交付用登録 API、同意・確認用登録 API は、登録元の介護事業所のサービス種類及び介護保険資格確認等 Web サービスとの認証に紐づくアカウントの職種により、利用可否が異なる。詳細は「別紙 4. サービス種類と職種の処理権限」を参照すること。

1.5 施設介護サービスに係る本標準仕様の適用範囲

交付用登録 API、同意・確認用登録 API は、登録元の介護事業所のサービス種類及び介護保険資格確認等 Web サービスとの認証に紐づくアカウントの職種により、利用可否が異なる。詳細は「別紙 4. サービス種類と職種の処理権限」を参照すること。

2. 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様について

2.1 概要

介護サービス計画書の様式については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（最終改正 令和 6 年 7 月 4 日 老認発 0704 第 1 号）により示しているところである。介護サービス計画書のうち、介護事業所間におけるデータ連携が有効である、居宅サービス計画書（1・2・3 表）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）、サービス利用票別表（第 7 表）について、国が示す介護サービス計画書の様式をもとにデータ交換規約インターフェース標準仕様を作成した。居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所は、この標準仕様に準じて介護業務ソフト等から介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護事業所間におけるデータ連携を行う。

居宅サービス計画書（1・2・3 表）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）【予定】、サービス利用票別表（第 7 表）については、居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、居宅サービス事業所宛でのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅サービス事業所では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけこのデータを取り込むことで、連携を実現する。サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）【実績】については、居宅サービス事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、居宅介護支援事業所宛でのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅介護支援事業所では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけ、このデータを取り込むことで、データ連携を実現する。

また、居宅サービス計画書（1・2・3 表）原案、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）、サービス利用票別表（第 7 表）について、マイナポータルを介して利用者から同意・確認の記録を取得する場合には、介護業務ソフト等を用いて、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携を行うことで、介護情報基盤へデータを登録する。なお、居宅サービス計画書（1・2・3 表）の原案について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

原案に対し利用者から同意を取得し確定となった居宅サービス計画書（1・2・3 表）については、居宅

介護支援事業所にて介護業務ソフト等による、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護情報基盤へデータを登録する。

各データ項目の詳細については、「5. データ項目仕様について」を参照すること。

2.2 居宅介護支援に係るデータ連携の API

介護保険資格確認等 Web サービスに具備している、居宅介護支援に係るデータ連携の API は以下の通り。「送信・登録」、「受信」の API 種類に該当する API は、リクエストボディ部又はレスポンス部にケアプランデータの様式内容を含んでいる。（2.3 参照）

居宅介護支援に係るデータの送受信及び登録に関わるAPI

No	API名	API種類	API 説明	備考（APIの使用方法 前提等）
1. 事業所間連携				
1-①	送信API	送信・登録	送信先事業所を指定し、登録用ケアプランデータを送信するAPI	1回のAPIの呼び出しで、1つの送信先事業所、「送信様式種類コード」を指定する。（複数の送信先事業所に対しデータ連携する場合は、送信先事業所回数分のAPIを呼び出す。また、異なる「送信様式種類コード」のデータを送信する場合も、複数回APIを呼び出す） 1回のAPIの呼び出しで、複数人の登録用ケアプランデータの連携が可能
1-②	取下API	削除	送信先事業所を指定し、取下用ケアプランデータを送信するAPI	1回のAPIの呼び出しで、1つの送信先事業所、「送信様式種類コード」を指定する。 1回のAPIの呼び出しで、複数人の削除用ケアプランデータの連携が可能
1-③	受信API	受信	送信元事業所からの指定を受け、登録用ケアプランデータ及び取下用ケアプランデータを受信するAPI	- 事前に介護ソフトで「1-④受信一覧API」を呼び出し、受信可能なデータ単位（※）、また対応する「データID」（介護WEBサービスで発番するID）を把握していることを前提とする。 ※送信APIの1回分のデータ送信単位に該当 1回のAPIの呼び出しで、1つ分の「データID」のデータを受信する。（複数の「データID」のデータを取得する場合、複数回APIを呼び出す）
1-④	送信一覧API	一覧取得	事業所間連携として送信したケアプランデータの一覧を取得するAPI	各送信データについて、一覧形式で返却する。
1-⑤	受信一覧API	一覧取得	事業所間連携として受信可能なケアプランデータの一覧を取得するAPI	各受信データについて、介護WEBサービスで発番する「データID」を付して、一覧形式で返却する
2. 交付用登録				
2-①	交付用登録API	送信・登録	交付用ケアプランとして介護情報基盤に登録するAPI	1回のAPIの呼び出しで、1人分、また1つの「送信様式種類コード」を指定する。（複数人分のケアプランデータを連携する場合には、複数回APIが呼び出す）
2-②	交付用取下API	削除	介護情報基盤上の交付用ケアプランの取り下げ処理を行うAPI	1回のAPIの呼び出しで、1人分、また1つの「送信様式種類コード」を指定する。 - 交付用登録データ一覧APIで返却する「履歴番号」及び「排他ロックバージョン」（介護情報基盤で発番するID）を把握していることを前提とする。
2-③	交付用登録データ一覧API	一覧取得	登録した交付用ケアプランの一覧を取得するAPI	交付用登録APIで登録したケアプランデータの履歴・状況を一覧形式で返却する。
3. 同意・確認用登録				
3-①	同意・確認用登録API	送信・登録	同意・確認用ケアプランとして介護情報基盤に登録するAPI	1回のAPIの呼び出しで、1人分、また1つの「送信様式種類コード」を指定する。（複数人分のケアプランデータを連携する場合には、複数回APIが呼び出す）
3-②	同意・確認用取下API	削除	介護情報基盤上の同意・確認用ケアプランの取り下げ処理を行うAPI	1回のAPIの呼び出しで、1人分、また1つの「送信様式種類コード」を指定する。 - 同意・確認状況一覧APIで返却する「履歴番号」及び「排他ロックバージョン」（介護情報基盤で発番するID）を把握していることを前提とする。
3-③	同意・確認状況一覧API	一覧取得	登録した同意・確認用ケアプラン、また同意の取得状況の一覧を取得するAPI	同意・確認用登録APIで登録したケアプランデータの履歴・状況を一覧形式で返却する。

図表 2.2.1 居宅介護支援に係るデータ連携の API

2.3 API のフォーマット

各 API の共通仕様は、「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書」の 3.3.1 を参照すること。居宅介護支援に係るデータ連携の各 API のフォーマットを「別紙 5-2 【ケアプランデータ】API フォーマット概要」に示す。「別紙 5-2 【ケアプランデータ】API フォーマット概要」に示すとおり、API 種類「送信・登録」、「削除」、「受信」に該当する API におけるオブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットは、項目「送信様式種類コード」及び「受信様式種類コード」で指定する連携対象の様式種類により異なる。

2.4 送受信・登録、取下 API 等で取り扱う様式データの一覧

送受信・登録、取下 API 等で取り扱う居宅介護支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。なお、列タイトルにある「送信様式種類コード/受信様式種類コード」、「送信様式種類名/受信様式種類名」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目・コード値名称に該当する。

■事業所間連携用 API（送信 API、取下 API、受信 API）

事業所間連携用API

○：対象 -：対象外

送信様式種類コード/ 受信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	居宅介護支援事業所向け			居宅サービス事業所向け			対象様式
			送信API	取下API	受信API	送信API	取下API	受信API	
(1) 居宅サービス計画書									
0101	－	送信_居宅サービス計画書/ 受信_居宅サービス計画書	○	－	－	－	－	○	居宅サービス計画書 第1表 居宅サービス計画書 第2表
0102	－	削除_居宅サービス計画書 ※取下API・受信APIで名称は同じ	－	○	－	－	－	○	居宅サービス計画書 第3表 利用者補足情報
(2) サービス利用票									
0103	－	送信_サービス利用票/ 受信_サービス利用票	○	－	－	－	－	○	サービス利用票 サービス利用票（別表）
0104	－	削除_サービス利用票 ※取下API・受信APIで名称は同じ	－	○	－	－	－	○	利用者補足情報
(3) サービス利用票 実績									
0105	－	送信_サービス利用票_実績/ 受信_サービス利用票_実績	－	－	○	○	－	－	サービス利用票（実績部）
0106	－	削除_サービス利用票_実績 ※取下API・受信APIで名称は同じ	－	－	○	－	○	－	

図表 2.4.1 事業所間連携用 API で取り扱う対象様式

(1)の受信に当たっては、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に居宅サービス計画 1 表等の記載内容が自動反映されることを想定している。

(2)の受信に当たっては、居宅介護支援事業所が作成する予定情報が、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報に自動反映されることを想定している。

(3)の受信に当たっては、居宅サービス事業所が作成する実績情報が、居宅介護支援事業所が管理するサービス利用票（提供票）の実績情報に自動反映されることを想定している。

■ 交付用登録・取下 API

交付用登録・取下 API で取り扱う居宅介護支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。

交付用登録API

○：対象 -：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	居宅介護支援事業所向け		対象様式
			交付用登録API	交付用取下API	
(1) 居宅サービス計画書					
0101	－	送信_居宅サービス計画書	○	－	居宅サービス計画書 第1表 居宅サービス計画書 第2表 居宅サービス計画書 第3表 利用者補足情報
0102	－	削除_居宅サービス計画書	－	○	
(2) サービス利用票					
0103	－	送信_サービス利用票	－	－	－
0104	－	削除_サービス利用票	－	－	
(3) サービス利用票 実績					
0105	－	送信_サービス利用票_実績	－	－	－
0106	－	削除_サービス利用票_実績	－	－	

図表 2.4.2 交付用登録・取下 API で取り扱う対象様式

■ 同意・確認用登録・取下 API

同意・確認用登録・取下 API で取り扱う居宅介護支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。

同意・確認用登録API

○：対象 -：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	居宅介護支援事業所向け		対象様式
			同意・確認用登録API	同意・確認用取下API	
(1) 居宅サービス計画書					
0101	－	送信_居宅サービス計画書	○	－	居宅サービス計画書 第1表 居宅サービス計画書 第2表 居宅サービス計画書 第3表 利用者補足情報
0102	－	削除_居宅サービス計画書	－	○	
(2) サービス利用票					
0103	－	送信_サービス利用票	○	－	サービス利用票 サービス利用票（別表） 利用者補足情報
0104	－	削除_サービス利用票	－	○	
(3) サービス利用票 実績					
0105	－	送信_サービス利用票_実績	－	－	－
0106	－	削除_サービス利用票_実績	－	－	

図表 2.4.3 同意・確認用登録・取下 API で取り扱う対象様式

2.5 インターフェースデータの関係について

■ 事業所間連携用API（送信API、取下API、受信API）

本 API で連携されるインターフェースデータの関係について、「図表 2.5.1 ケアプラン情報連携インターフェースデータの関係」に示す。

上記の図表 2.5.1 に示す「送信様式種類コード」、「受信様式種類コード」は、オブジェクト「被保険者

ごとの情報」配下のフォーマットの項目のコード値に対応しており、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下には水色枠で指定される様式データを含める必要がある。（取データの場合は、様式の紐づけに使用される各項目（保険者番号、被保険者番号、居宅サービス計画作成（変更）日等）が含まれる。）

【各データのリレーションについて】



図表 2.5.1 ケアプラン情報連携インターフェースデータの関係

■ 交付用登録・取下 API、同意・確認用登録・取下 API

本 API で連携されるインターフェースデータの関係については、図表 2.5.1 で示される各インターフェースデータの関係に準ずる。介護情報基盤におけるインターフェースデータの履歴管理については、本紙 7 を参照。

2.6 インターフェースデータの処理順序について

送信・登録データの組み合わせに関わらず、繰り返されるオブジェクト「送信単位」の 1 つ目から順番に処理されることを想定する。

2.7 インターフェースデータの出力単位について

■ 事業所間連携用 API（送信 API、取下 API、受信 API）

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力する。但し、事業所間連携の場合は、連携対象外のサービスは除外する。第 6 表、第 7 表は利用者に提示する際の内容とし、送信先のサービス事業所に関わらず関係する全てのサービス事業所のサービスを出力する。

例：利用者 A の第 6 表 + 第 7 表 + 利用者補足情報を送信する。

利用者 A はサービス事業所 X とサービス事業所 Y からサービスを受けており、サービス事業所 X へ送信する場合

利用者 A の第 6 表、第 7 表にはサービス事業所 X 及びサービス事業所 Y の情報が記載されるため、送信データには、サービス事業所 X とサービス事業所 Y の情報を含める。第 6 表、第 7 表に連携対象外のサービス種類が含まれる場合は、そのサービスのレコードは生成しない。

送信データに含める利用者は任意とする。但し、送信先事業所に関係ない利用者については、オブジェクト「事業所間連携情報」において、送信先となる「送信先事業所情報」に対して、オブジェクト「対象被保険者・ケアプラン」で当該利用者のデータは指定しない制御が行われる想定とする。

例：利用者 A はサービス事業所 X とサービス事業所 Y からサービスを受ける

利用者 B はサービス事業所 X とサービス事業所 Z からサービスを受ける

利用者 C はサービス事業所 W から連携対象外のサービスを受ける

サービス事業所 X へ送信するデータには、利用者 A と利用者 B の情報を送信することができる。

※利用者 A、利用者 B の両方の送信だけでなく、利用者 A のみ、利用者 B のみの送信もできる。

サービス事業所 Y へ送信するデータには、利用者 A の情報のみ送信することができる。

サービス事業所 Z へ送信するデータには、利用者 B の情報のみ送信することができる。

利用者 C は連携対象外のサービスしか存在しないため、送信データを作成することができない。

■ 交付用登録 API、同意・確認用登録 API

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力し、対象となるすべてのサービスを介護情報基盤に連携する。

2.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約

交付用登録 API、同意・確認用登録 API によるデータ登録に当たっては、登録対象の被保険者が所属する保険者が、介護情報基盤に移行していることが条件となるため留意すること。

また、当該被保険者のケアプランであることの正確性を担保するため、介護保険事務システムから介護情報基盤に登録される介護被保険者証情報の以下項目を用いた照合による正確性の確認が行われる。

— 保険者番号

— 被保険者番号

— 生年月日

— 性別

交付用登録 API、同意・確認用登録 API の項目のうち、介護被保険者証情報との突合に用いられる対象項目は下表のとおり。

交付用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※
(1) 居宅サービス計画書			
0101	—	送信_居宅サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日

同意・確認用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※
(1) 居宅サービス計画書			
0101	—	送信_居宅サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日
(2) サービス利用票			
0103	—	送信_サービス利用票	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日

図表 2.8.1 正確性確認に使用される項目

3. 介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様について

3.1 概要

介護予防支援等の様式については、「地域支援事業の実施について」（最終改正 令和 7 年 7 月 17 日 老発 0717 第 5 号）により示しているところである。介護予防支援等の様式のうち、データ連携が有効である、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書について国が示す様式をもとにデータ交換規約インターフェース標準仕様を作成するとともに、サービス利用票については居宅サービス計画書第 6 表、第 7 表を適宜簡略化して利用している場合を想定した標準様式が示されている。地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所は、この標準仕様に準じて介護業務ソフト等から介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、データ連携を行う。

地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所の「委託なし」については、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、サービス利用票については、地域包括支援センター等にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護予防・総合事業サービス事業所宛でのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。介護予防・総合事業サービス事業所では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけこのデータを取り込むことで、連携を実現する。サービス利用票・実績については、介護予防・総合事業サービス事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、地域包括支援センター等宛でのデータとして、介護保険資格確

認等 Web サービスへ送信する。地域包括支援センター等では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込むことで、連携を実現する。

地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所の「委託あり」については、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書を地域包括支援センターで作成した場合は、地域包括支援センターにて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、居宅介護支援事業所宛てのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅介護支援事業所では介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込む。居宅介護支援事業所からも同様のスキームで、介護予防・総合事業サービス事業所へデータを連携する。利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書を委託先の居宅介護支援事業所で作成した場合は、居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護予防・総合事業サービス事業所宛てのデータとして介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。また、地域包括支援センター宛てに提出する際にも、同様のスキームでデータを連携する。地域包括支援センター・介護予防・総合事業サービス事業所では、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込むことによってデータの連携を実現する。サービス利用票・実績については、介護予防・総合事業サービス事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、委託先の居宅介護支援事業所宛てのデータとして介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅介護支援事業所では介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込んだうえで、同スキームで、地域包括支援センターへサービス利用票・予定と実績データを連携する。

原案に対し利用者から同意を取得し確定となった介護予防サービス・支援計画書については、地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等による、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護情報基盤へデータを登録する。

また、原案の介護予防サービス・支援計画書、また交付前のサービス利用票・サービス利用票別表について、利用者からマイナポータルによる同意・確認の取得を希望する場合には、介護業務ソフト等を用いて、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携を行うことで、介護情報基盤へデータを登録する。なお、介護予防サービス・支援計画書の原案について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

データ項目の詳細については、「5. データ項目仕様について」を参照すること。

3.2 介護予防支援等に係るデータ連携の API

介護保険資格確認等 Web サービスに具備している、介護予防支援等に係るデータ連携の API は居宅介護支援等に係るデータ連携と同様となる。詳細は 2.2 を参照すること。

3.3 API のフォーマット

介護予防支援等に係るデータ連携の各 API のフォーマットは、居宅介護支援等に係るデータ連携と同様となる。詳細は、2.3 を参照すること。

3.4 送受信・登録、取下 API 等で取り扱う様式データの一覧

送受信・登録、取下 API 等で取り扱う介護予防支援等に係るデータの一覧は、以下の通りである。列タイトルにある「送信様式種類コード/受信様式種類コード」、「送信様式種類名/受信様式種類名」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目・コード値名称に該当する。なお、下表の項目「連携区分コード」により、連携データが「（1）利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書」の「■利用者基本情報」のみか、「■介護予防サービス・支援計画書」のみか、「■利用者基本情報」、「■介護予防サービス・支援計画書」の両方であるかを指定する。ただし、利用者基本情報・介護予防サービス・支援

計画書を取り下げる場合は、「■利用者基本情報」「■介護予防サービス・支援計画書」の両方は指定できない点に注意すること。

○：対象　－：対象外

送信様式種類コード/ 受信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	地域包括支援センター等向け			居宅介護支援事業所向け			介護予防・総合事業 サービス事業所向け			対象様式
			送信API	取下API	受信API	送信API	取下API	受信API	送信API	取下API	受信API	
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書												
0201	01	送信_利用者基本情報・介護予 防サービス・支援計画書/ 受信_利用者基本情報・介護予 防サービス・支援計画書	○	－	○	○	－	○	－	－	○	■利用者基本情報 利用者基本情報 利用者基本情報 別表 1 利用者基本情報 別表2 家族構成画像ファイル
	02		○	－	○	○	－	○	－	－	○	■介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
	03		○	－	○	○	－	○	－	－	○	■利用者基本情報 利用者基本情報 利用者基本情報 別表 1 利用者基本情報 別表2 家族構成画像ファイル ■介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
0202	01	削除_利用者基本情報・介護予 防サービス・支援計画書 取下API・受信APIで名称は同じ	－	○	○	－	○	○	－	－	○	■利用者基本情報 利用者基本情報 利用者基本情報 別表 1 利用者基本情報 別表2 家族構成画像ファイル
	02		－	○	○	－	○	○	－	－	○	■介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
(2) サービス利用票												
0103	－	送信_サービス利用票	○	－	○	○	－	－	－	－	○	サービス利用票 サービス利用票 (別表)
0104	－	削除_サービス利用票 取下API・受信APIで名称は同じ	－	○	○	－	○	－	－	－	○	利用者補足情報
(3) サービス利用票 実績												
0105	－	送信_サービス利用票_実績/ 受信_サービス利用票_実績	－	－	○	○	－	○	○	－	－	サービス利用票 (実績部)
0106	－	削除_サービス利用票_実績 取下API・受信APIで名称は同じ	－	－	○	－	○	○	○	○	－	

図表 3.4.1 事業所間連携用 API で取り扱う対象様式

(1)の受信に当たっては、介護予防・総合事業サービス事業所が作成する個別援助計画等の文書に支援計画書等の記載内容が自動反映されることを想定している。

(2)の受信に当たっては、地域包括支援センター等または居宅介護支援事業所が作成した予定情報が、介護予防・総合事業サービス事業所が管理するサービス提供予定情報に自動反映されることを想定している。委託ありの場合は、居宅介護支援事業所が作成した予定情報が、地域包括支援センター等が管理する予定情報に自動反映されること等を想定している。

(3)の受信に当たっては、介護予防・総合事業サービス事業所が作成した実績情報が、地域包括支援センター等または居宅介護支援事業所が管理する実績情報に自動反映されること等を想定している。

■交付用登録・取下 API

交付用登録・取下 API で取り扱う介護予防支援等に係るデータの一覧は、以下の通りである。

○：対象　－：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	地域包括支援センター等向け		居宅介護支援事業所向け		対象様式
			交付用登録API	交付用取下API	交付用登録API	交付用取下API	
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書							
0201	01	送信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書	－	－	－	－	－
	02		－	－	－	－	
	03		○	－	○	－	利用者基本情報 利用者基本情報 別表1 利用者基本情報 別表2 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
0202	01	削除_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書	－	－	－	－	－
	02		－	－	－	－	
	03		－	○	－	○	利用者基本情報 利用者基本情報 別表1 利用者基本情報 別表2 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
(2) サービス利用票							
0103	－	送信_サービス利用票	－	－	－	－	－
0104	－	削除_サービス利用票	－	－	－	－	－
(3) サービス利用票 実績							
0105	－	送信_サービス利用票_実績	－	－	－	－	－
0106	－	削除_サービス利用票_実績	－	－	－	－	－

図表 3.4.2 交付用登録・取下 API で取り扱う対象様式

■同意・確認用登録・取下 API

同意・確認用登録・取下 API で取り扱う介護予防支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。

○：対象　－：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	地域包括支援センター等向け		居宅介護支援事業所向け		対象様式
			同意・確認用登録API	同意・確認用取下API	同意・確認用登録API	同意・確認用取下API	
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書							
0201	01	送信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書	－	－	－	－	－
	02		－	－	－	－	
	03		○	－	○	－	利用者基本情報 利用者基本情報 別表1 利用者基本情報 別表2 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
0202	01	削除_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書	－	－	－	－	－
	02		－	－	－	－	
	03		－	○	－	○	利用者基本情報 利用者基本情報 別表1 利用者基本情報 別表2 介護予防サービス・支援計画書 介護予防サービス・支援計画書 (別表) 支援計画
(2) サービス利用票							
0103	－	送信_サービス利用票	○	－	○	－	サービス利用票 サービス利用票 (別表)
0104	－	削除_サービス利用票	－	○	－	○	利用者補足情報
(3) サービス利用票 実績							
0105	－	送信_サービス利用票_実績	－	－	－	－	－
0106	－	削除_サービス利用票_実績	－	－	－	－	－

図表 3.4.3 同意・確認用登録・取下 API で取り扱う対象様式

3.5 インターフェースデータの関係について

■事業所間連携用 API（送信 API、取下 API、受信 API）

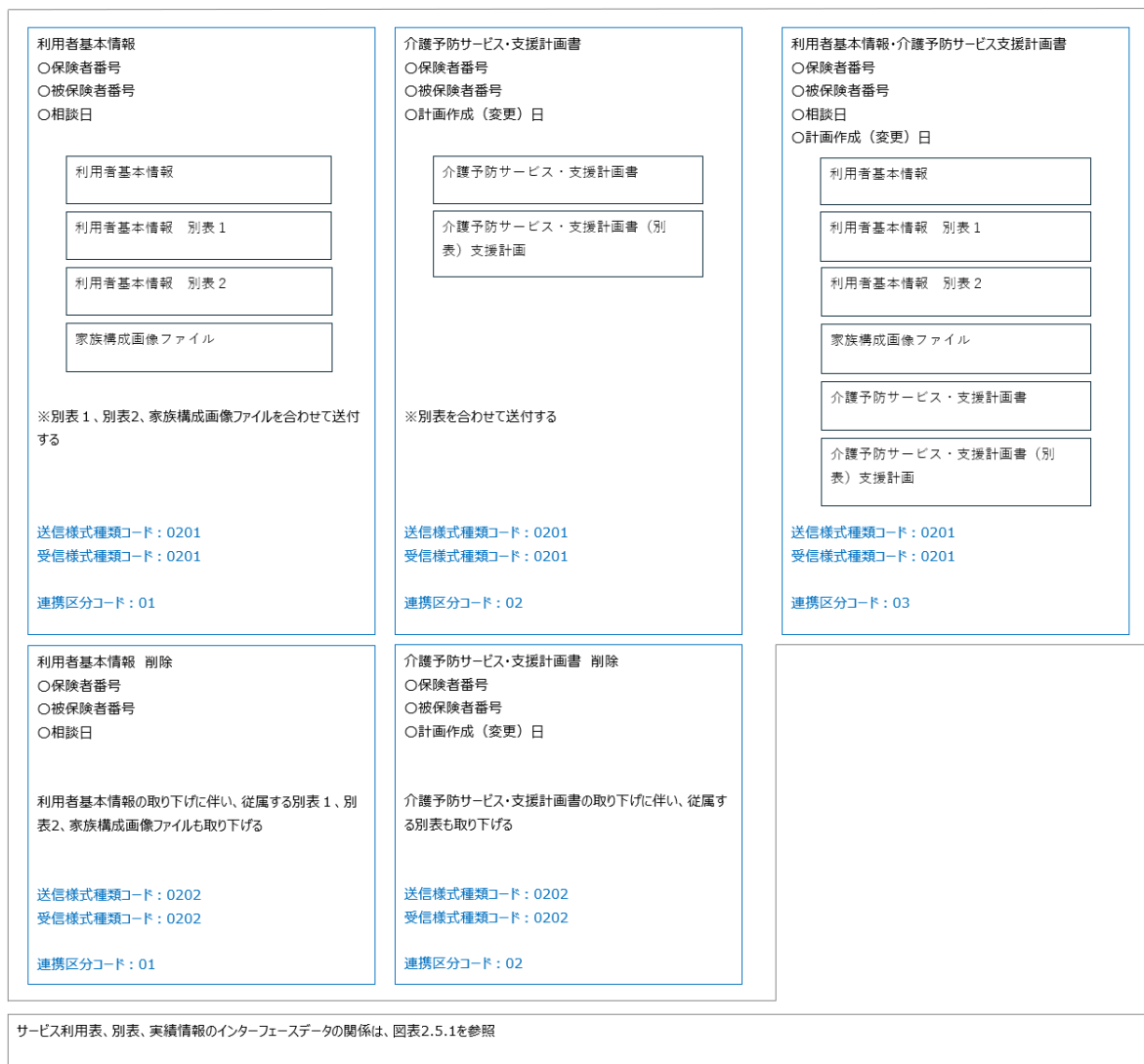
本 API で連携されるインターフェースデータの関係について、「図表 3.5.1 ケアプラン情報連携インターフェースデータの関係」に示す。

上記の図表 3.5.1 に示す「送信様式種類コード」、「受信様式種類コード」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの指定コードに対応しており、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下には

水色枠で指定される様式データを含める必要がある。（削除データについては、様式の紐づけ項目が含まれる。）

ただし、利用者基本情報及び介護予防サービス・支援計画書については、互いにセットの連携とすることも、いずれか単独の連携とすることも許可する。

【各データのリリースンについて】



図表 3.5.1 ケアプラン情報連携インターフェースデータの関係

■ 交付用登録・取下 API、同意・確認用登録・取下 API

本 API で連携されるインターフェースデータの関係については、図表 3.5.1 で示される各インターフェースデータの関係に準ずる。なお、本 API では利用者基本情報及び家族構成画像ファイルは連携対象外とする。

3.6 インターフェースデータの処理順序について

送信・登録データの組み合わせに関わらず、繰り返されるオブジェクト「送信単位」の 1 ブロック目から順番に処理されることを想定する。

3.7 インターフェースデータの出力単位について

■ 事業所間連携用 API（送信 API、取下 API、受信 API）

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力する。但し、連携対象外のサービスは除外する。サービス利用票、サービス利用票別表は利用者に提示する際の内容とし、送信先のサービス事業所に関わらず関係する全てのサービス事業所のサービスを出力する。

例：利用者 A のサービス利用票+サービス利用票別表+利用者補足情報を送信する。

利用者 A はサービス事業所 X とサービス事業所 Y からサービスを受けており、サービス事業所 X へ送信する場合

利用者 A のサービス利用票、サービス利用票別表にはサービス事業所 X 及びサービス事業所 Y の情報が記載されるため、送信データには、サービス事業所 X とサービス事業所 Y の情報を含める。サービス利用票、サービス利用票別表に連携対象外のサービス種類が含まれる場合は、そのサービスのレコードは生成しない。

送信データに含める利用者は任意とする。但し、送信先事業所に関係ない利用者については、オブジェクト「事業所間連携情報」において、送信先となる「送信先事業所情報」に対して、オブジェクト「対象被保険者・ケアプラン」で当該利用者のデータは指定しない制御が行われる想定とする。

例：利用者 A はサービス事業所 X とサービス事業所 Y からサービスを受ける

利用者 B はサービス事業所 X とサービス事業所 Z からサービスを受ける

利用者 C はサービス事業所 W から連携対象外のサービスを受ける

サービス事業所 X へ送信するデータには、利用者 A と利用者 B の情報を送信することができる。

※利用者 A、利用者 B の両方の送信だけでなく、利用者 A のみ、利用者 B のみの送信もできる。

サービス事業所 Y へ送信するデータには、利用者 A の情報のみ送信することができる。

サービス事業所 Z へ送信するデータには、利用者 B の情報のみ送信することができる。

利用者 C は連携対象外のサービスしか存在しないため、送信データを作成することができない。

■ 交付用登録 API、同意・確認用登録 API

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力し、対象となるすべてのサービスを介護情報基盤に連携する。

3.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約

交付用登録 API、同意・確認用登録 API によるデータ登録に当たっては、登録対象の被保険者が所属する保険者が、介護情報基盤に移行していることが条件となるため留意すること。

また、当該被保険者のケアプランであることの正確性を担保するため、介護保険事務システムから介護情報基盤に登録される介護被保険者証情報の以下項目を用いた照合による正確性の確認が行われる。

— 保険者番号

— 被保険者番号

— 生年月日

— 性別

交付用登録 API、同意・確認用登録 API の項目のうち、介護被保険者証情報との突合に用いられる

対象項目は下表のとおり。

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書			
0201	02	送信_介護予防サービス・支援計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No4 利用者性別 No5 利用者生年月日

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書			
0201	02	送信_介護予防サービス・支援計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No4 利用者性別 No5 利用者生年月日
(2) サービス利用票			
0103	—	送信_サービス利用票	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日

図表 3.8.1 正確性確認に使用される項目

4. 施設介護サービス等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様について

4.1 概要

施設介護サービス等の様式については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（最終改正 令和 6 年 7 月 4 日 老認発 0704 第 1 号）により示しているところである。介護情報基盤稼働に伴い、施設介護サービス等の様式のうち、施設サービス計画書 1 ～ 4 表について、国が示す様式をもとに介護情報基盤への連携に係るインターフェース標準仕様を作成した。

施設サービス事業所等においては、この標準仕様に準じて、原案に対し利用者から同意を取得し確定となった施設サービス計画書（1 ～ 4 表）については、施設サービス事業所にて介護業務ソフト等による、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護情報基盤へデータを登録する。

また、原案の施設サービス計画書（1 ～ 4 表）について、マイナポータルを介して利用者から同意・確認の記録を取得する場合には、介護業務ソフト等を用いて、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携を行うことで、介護情報基盤へデータを登録する。なお、施設サービス計画書（1 ～ 4 表）の原案について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

データ項目の詳細については、「5. データ項目仕様について」を参照すること。

4.2 施設介護サービス等に係るデータ連携の API

介護保険資格確認等 Web サービスに具備している、施設介護サービス等に係るデータ連携の API は居宅介護支援等に係るデータ連携のうち、「2. 交付用登録」、「3. 同意・確認用登録」の API が対象となる。詳細は 2.2 を参照すること。

4.3 API のフォーマット

施設介護サービス等に係るデータ連携の各 API のフォーマットは、居宅介護支援等に係るデータ連携と同様となる。詳細は、2.3 を参照すること。

4.4 送受信・登録、取下 API 等で取り扱う様式データの一覧

送受信・登録、取下 API 等で取り扱う施設介護サービス等に係るデータの一覧は、以下の通りである。なお、列タイトルにある「送信様式種類コード/受信様式種類コード」、「送信様式種類名/受信様式種類名」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目・コード値名称に該当する。

■ 交付用登録・取下 API

交付用登録・取下 API で取り扱う施設介護サービス等に係るデータの一覧は、以下の通りである。

交付用登録API

○：対象 ー：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護施設向け		対象様式
			交付用登録API	交付用取下API	
(1) 施設サービス計画書					
0301	01	送信_施設サービス計画書	○	—	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表 施設サービス計画書 第4表
	02		○	—	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表
	03		○	—	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第4表
0302	01	削除_施設サービス計画書	—	○	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表 施設サービス計画書 第4表
	02		—	○	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表
	03		—	○	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第4表

図表 4.4.1 交付用登録・取下 API で取り扱う対象様式

■同意・確認用登録・取下 API

同意・確認用登録・取下 API で取り扱う施設サービス介護等に係るデータの一覧は、以下の通りである。

同意・確認用登録API

○：対象　－：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護施設向け		対象様式
			同意・確認用登録API	同意・確認用取下API	
(1) 施設サービス計画書					
0301	01	送信_施設サービス計画書	○	－	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表 施設サービス計画書 第4表
	02		○	－	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表
	03		○	－	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第4表
0302	01	削除_施設サービス計画書	－	○	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表 施設サービス計画書 第4表
	02		－	○	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第3表
	03		－	○	施設サービス計画書 第1表 施設サービス計画書 第2表 施設サービス計画書 第4表

図表 4.4.2 同意・確認用登録・取下 API で取り扱う対象様式

4.5 インターフェースデータの関係について

■ 交付用登録 API、同意・確認用登録 API

本 API で連携されるインターフェースデータの関係について、「図表 4.5.1 ケアプラン情報連携インターフェースデータの関係」に示す。

上記の図表 4.5.1 に示す「送信様式種類コード」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの指定コードに対応しており、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下には水色枠で指定される様式データを含める必要がある。（取下データについては、様式の紐づけ項目が含まれる。）

【各データのリレーションについて】



図表 4.5.1 ケアプラン情報連携インターフェースデータの関係

4.6 インターフェースデータの出力単位について

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力する。但し、連携対象外のサービスは除外する。

4.7 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約

交付用登録 API、同意・確認用登録 API によるデータ登録に当たっては、登録対象の被保険者が所属する保険者が、介護情報基盤に移行していることが条件となるため留意すること。

また、当該被保険者のケアプランであることの正確性を担保するため、介護保険事務システムから介護情報基盤に登録される介護被保険者証情報の以下項目を用いた照合による正確性の確認が行われる。

- 保険者番号
- 被保険者番号
- 生年月日
- 性別

交付用登録 API、同意・確認用登録 API の項目のうち、介護被保険者証情報との突合に用いられる対象項目は下表のとおり。

交付用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2-2-2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※
(1) 施設サービス計画書			
0301	01	送信_施設サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日
	02		
	03		

同意・確認用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2-2-2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※
(1) 施設サービス計画書			
0301	01	送信_施設サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日
	02		
	03		

図表 4.7.1 正確性確認に使用される項目

5. データ項目仕様について

5.1 項目一覧

各 API のインターフェースデータ項目の仕様は、「別紙 2-2-1. API 仕様書（ケアプランデータ連携）」を参照すること。

5.2 データ形式

JSON 形式とする。

5.3 文字コード

以下を用いることとする。

- ・文字セット：「JISX 0213:2012」
- ・文字コード：「JISX 0221:2020」（日本語環境でのUnicode）
- ・符号化形式：「UTF-8」

5.4 null 及び空値の定義

① 出現回数の定義

本標準仕様及び各別紙の項目定義における出現回数は、以下のとおりの意味を持つものとする。

- ・オブジェクト配列項目以外の項目においては、最小値は当該項目の値の設定が必須であるか任意であることを示す。最小値が「0」の項目は、値が設定されない場合があることを意味する。
- ・オブジェクト配列項目においては、出現回数は配列の要素数を示す。最小値が「0」の項目は、要素

を持たない配列となる場合があることを意味する。
いずれの場合も、出現回数はリクエスト又はレスポンスにおけるキーの有無を示すものではない。

② キーの出力

介護保険資格確認等 WEB サービスから介護ソフトへ返却するレスポンスにおいて、キーは値の有無にかかわらず常に出力される。介護ソフトから介護保険資格確認等 WEB サービスへのリクエストにおいても、キーは値の有無にかかわらず常に出力するものとする。

③ 空値の表現

値が設定されない場合の表現は、項目の型に応じて以下のとおりとする。

- オブジェクト … null
- オブジェクト配列 … 要素を持たない配列 ([])
- 文字列 … 空文字 ("")

なお、固定長として定義された項目についても空値を許容し、この場合は桁数の検証対象外とする。

④ null と空文字の扱い

文字列項目において、null と空文字 ("") は同等の扱いとする。受信側及び保存処理においては、いずれの場合も値が設定されていないものとして処理する。本標準仕様及び各別紙において「Null」又は「Null (空)」と記載している箇所も、これに準じて取り扱う。

⑤ オブジェクト配列における null の扱い

オブジェクト配列項目において、値が null の場合は、要素を持たない配列 ([]) と同等の扱いとする。受信側及び保存処理においては、null は空配列として正規化して処理すること。

5.5 リクエストボディサイズの制限

事業所間連携 API におけるリクエストボディの最大許容サイズは 10MB とする。

交付用ケアプラン情報、同意・確認用ケアプラン情報の連携 API におけるリクエストボディの最大許容サイズは 4 MB とする。

最大許容サイズを超える場合、サーバはエラーを返却する。

5.6 ファイル送信方式

application/json によるファイル送信では、各ファイルを Base64 エンコードした文字列として送信するものとする。

5.7 データ ID の付与

受信一覧で返却されるデータを一意に識別するため、データ ID を付与する。受信 API では、このデータ ID を指定することで、データの取得を可能とする。データ ID は送信先事業所単位で一意となるよう採番し、有効データの範囲で一意性を保証する。

5.8 事業所間連携における添付ファイル・メッセージの送受信

事業所間連携 API では、送信先事業所に対して、ケアプランデータに加えて添付ファイルとメッセージを送信可能な仕組みとしている。本送受信機能については、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所との間、又は地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所との間の連携において、生産性

向上のために利用されるものとなる。

ケアプランデータなしでファイル・メッセージのみを添付送信する場合には、様式種類コードに「9000:ケアプランデータなし」を指定の上で送信する。

ただし、ケアプランデータなしで添付送受信可能とするドキュメントについては、居宅サービス計画に位置付けられたサービスに係る個別援助計画（例：訪問介護計画）等、介護保険に関する業務において必要な書類等に限る。

5.9 バージョン変換にあたっての留意点

事業所間連携機能において、送信元事業所の介護ソフトのバージョンが「「ケアプランデータ連携標準仕様」の改訂について」（令和6年10月11日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長及び認知症施策・地域介護推進課長通知）で示す標準様式（以下、「4.1 版」という）に即しており、送信先事業所の介護ソフトのバージョンが「ケアプランデータ連携標準仕様」5.0 版（別紙 5-1～5-3、2-2-1～2-2-3、以下、「5.0 版」という）に即している場合のデータ授受では、5.0 版の介護ソフトからの受信 API のリクエストを受け、介護保険資格確認等 WEB サービス上で 4.1 版（CSV ファイル）から 5.0 版（JSON 形式）へのバージョン変換をしてデータを返却する。

また、送信元事業所の介護ソフトのバージョンが 5.0 版に即しており、送信先事業所の介護ソフトのバージョンが 4.1 版に即している場合のデータ授受では、介護保険資格確認等 WEB サービスの画面上での CSV ファイルのダウンロード操作を受け、5.0 版（JSON 形式）から 4.1 版（CSV ファイル）へのバージョン変換をしてファイルを返却する。

なお、本機能はケアプランデータの間接管理について示すものであり、項目数、必須項目の入力有無、必須項目の文字数等のファイルの整合性チェックは行わず、データ型、値の妥当性、通番の整合性等項目値の内容についてはチェックを行わず、そのままバージョン変換を行う。例として、数値が入るべき項目に数値以外の文字が入力されていた場合であっても、エラーとせずそのまま変換する。オブジェクト構成やキーの重複等の連携するデータ内容の正当性については、送信元の介護ソフトが担保することを前提とする。

バージョン変換に伴い、以下の点に留意すること。

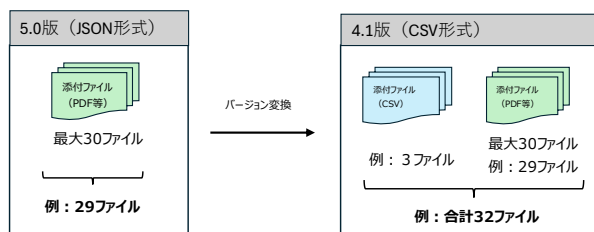
① ケアプランデータの 4.1 版、5.0 版間の文字コード変換

事業所間連携機能において扱われる文字種について、4.1 版では Shift-JIS（MS932）、5.0 版では UTF-8 の文字セット JISX 0213 とそれぞれ扱う文字が異なり、5.0 版の UTF-8 が 4.1 版の SJIS を内包している。そのため、バージョンの互換機能において、5.0 版から 4.1 版への変換の際には正常に割り当てることができない文字種が存在する。5.0 版から 4.1 版への変換の際に SJIS 文字に割り当てることができない文字については「●」に置換し、ダウンロード時に代替文字に変換したことを通知する。一方、4.1 版から 5.0 版への変換の際は、SJIS で表現される文字は Unicode（UTF-8）でも表現可能であるため、変換不可文字の置換は行わない。なお、5.0 版に準拠する介護ソフトは、JISX0213:2012 を超える文字セットを受信し得ることに留意する。また、JISX0213 と MS932 間の変換処理を挟むことにより、4.1 版での CSV 形式（MS932）での送信時点からバイト列が変化する可能性があることに留意する。

② 添付ファイル（PDF 等）の添付数上限

事業所間連携機能における添付ファイル（PDF 等）について、5.0 版では添付ファイル（PDF 等）数の上限を 30 とする（家族構成画像ファイルを除く。）。ただし、5.0 版から 4.1 版への変換時には、JSON 形式から CSV ファイルへの変換となるため、添付ファイル（CSV）と添付ファイル（PDF 等）の合計添付ファイル数が 30 を超える可能性があることに留意する。

添付ファイル（PDF等）の添付数上限



（補足）ケアプランデータ連携システム4.1版の添付ファイル数上限

一件送信

事業所A	添付ファイル（CSV）X件	添付ファイル（PDF等）Y件
------	---------------	----------------

※添付可能なファイルサイズは最大10MBとしている。（XとYの合計）

添付ファイル（CSV）と添付ファイル（PDF等）の合計ファイル数（X+Y）上限を30ファイルとしている。

一括送信

1件目	事業所A	添付ファイル（CSV）X ₁ 件	添付ファイル（PDF等）Y ₁ 件
2件目	事業所B	添付ファイル（CSV）X ₂ 件	添付ファイル（PDF等）Y ₂ 件
3件目	事業所C	添付ファイル（CSV）X ₃ 件	添付ファイル（PDF等）Y ₃ 件
...	...	...	...
99件目	事業所α	添付ファイル（CSV）X ₉₉ 件	添付ファイル（PDF等）Y ₉₉ 件
100件目	事業所β	添付ファイル（CSV）X ₁₀₀ 件	添付ファイル（PDF等）Y ₁₀₀ 件

※一括送信においては最大100件（100事業所）まで送信可能としている。
※添付可能なファイルサイズは1事業所あたり最大10MBとしている。（X₁とY₁の合計）

1事業所あたりの添付ファイル（CSV）と添付ファイル（PDF等）の合計ファイル数（X₁+Y₁）上限を30ファイルとしている。

③ 4.1 版に存在しない項目の変換処理

5.0 版ではケアプランデータの正確性確認のため、サービス利用票・実績に「利用者性別」と「利用者生年月日」を設けているが、これらの項目は 4.1 版には存在しない。事業所間連携ではケアプランデータの正確性確認は実施しないため、4.1 版から 5.0 版への変換時には、「利用者性別」と「利用者生年月日」の項目は、空値として返却することとする。

④ 4.1 版で必須項目ではない項目の変換処理

5.0 版で必須項目となっている項目のうち、4.1 版で必須項目として定義していない項目については、4.1 版において値が設定されていない場合、4.1 版から 5.0 版への変換時には、空値として返却することとする。

⑤ 5.0 版へ変換時の文字列・配列超過処理

事業所間連携機能におけるケアプランデータの項目データについて、5.0 版では項目の文字数、桁数、配列の繰り返し回数の上限值が存在するが、4.1 版には同等の上限が存在しない。データの欠落を防ぐため、4.1 版から 5.0 版への変換時には、上限超過を理由に変換の中断や内容の切り詰めは行わず、全量の変換・中継を実行する。ただし、5.0 版における API レスポンスサイズの上限は 10MB であることに留意すること。

⑥ CSV ファイル名を表示する「登録データ_ファイル名について」

事業所間連携機能では、バージョン変換処理を行うことにより、送信元及び送信先の事業所は、相手先事業所が利用している介護ソフトのバージョンを意識することなく、ケアプランデータを送受信できる。このため、5.0 版では、CSV ファイル名を表示する「登録データ_ファイル名」項目は設けず、「登録データ_受信様式」に受信したケアプランデータの種類を表示する仕様としている。

⑦ 家族構成画像ファイル名の不整合について

事業所間連携における「家族構成画像ファイル名」の送信時の命名規則は、以下のとおりとする。

UPKIHON_IMAGE_送信元の事業所番号(10桁)_送信元のサービス種類コード(2桁)_送信先の事業所番号(10桁)_送信先のサービス種類コード(2桁)_YYYYMMDD000000(14桁)_枝番(4桁).jpg

5.0 版から 4.1 版への変換に伴い送信する際には、介護保険資格確認等 WEB サービス側において、画像ファイル名に設定されている時刻部分（YYYYMMDD000000 の下 6 桁）を「送信日時」の時分秒に一括で置換する。様式オブジェクト（0201：送信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書）内に設定されている「画像ファイル名」項目の値についても、同様に時刻部分を置換することとする。ただし、14 桁の日時部・枝番の桁数等、命名規則に従わないファイル名やレコードが存在した場合は、置換処理が行われないうま出力されることに留意する。当該命名規則は、5.0 版に対応する介護ソフト側にて遵守すること。

⑧ 同一利用者データの集約における突合キーについて

5.0 版の JSON 形式においては、CSV 形式では複数のファイルに分散して管理される情報を被保険者単位の 1 つのオブジェクトへ集約する必要がある。4.1 版から 5.0 版への変換において、各様式の集約に用いる突合キーは以下のとおりとする。

様式名	突合キー
0101（送信居宅サービス計画書）	保険者番号＋被保険者番号＋居宅サービス計画作成（変更）日
0102（削除居宅サービス計画書）	保険者番号＋被保険者番号＋居宅サービス計画作成（変更）日
0103（送信サービス利用票）	保険者番号＋被保険者番号＋対象年月
0104（削除サービス利用票）	保険者番号＋被保険者番号＋削除対象年月
0105（送信サービス利用票実績）	保険者番号＋被保険者番号＋対象年月
0106（削除サービス利用票実績）	保険者番号＋被保険者番号＋削除対象年月
0201（送信利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書／連携区分コード01）	保険者番号＋被保険者番号＋相談日
0201（送信利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書／連携区分コード02）	保険者番号＋被保険者番号＋計画作成（変更）日
0201（送信利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書／連携区分コード03）	保険者番号＋被保険者番号（詳細は④(a)を参照）
0202（削除利用者基本情報／連携区分コード01）	保険者番号＋被保険者番号＋相談日
0202（削除介護予防サービス・支援計画書／連携区分コード02）	保険者番号＋被保険者番号＋計画作成（変更）日

⑨ 様式ごとのデータの処理順序について

様式ごとのデータの処理は、本書の対象様式一覧（図表 3.4.1 等）に示す表記順に従って行う（例：0101（居宅サービス計画書）では、居宅サービス計画書第 1 表→第 2 表→第 3 表→利用者補足情報の順にデータを処理する）。

⑩ データの集約時にキーが存在しない様式の取扱いについて

項目 8 の突合キーに基づきデータの集約を行った際、関連する様式（CSV ファイル）の一部に突合キーが存在しない場合がある。この場合、4.1 版から 5.0 版への変換にあたっては、当該キーに対応する様式の JSON オブジェクトは空値として生成することとする。

⑪ 一方のフォーマットにのみ存在する項目の取扱いについて

4.1 版の CSV 形式と 5.0 版の JSON 形式で項目構成が異なり、一方の形式にのみ存在する項目がある場合、4.1 版から 5.0 版への変換時には、存在しない項目の値は空値として設定する（例：0105（送信サービス利用票実績）における「利用者性別」）。反対に、5.0 版から 4.1 版への変換時には、存在しない項目の値は空文字を設定する（例：各 CSV ファイルで定義している「識別子」）。なお、5.0 版から 4.1 版への変換時、CSV ファイル内に存在する「CSV バージョン」項目には、常に固定値「202407」を設定することとする。

⑫ 利用者補足情報における固定値出力項目について

利用者補足情報（0101（送信居宅サービス計画書）及び 0103（送信サービス利用票）で共用する様式）について、5.0 版から 4.1 版への変換時には、以下の項目は DB の登録値の有無にかかわらず、固定値を CSV に出力することとする。

様式種類名	CSV項目名	固定値
0101（送信居宅サービス計画書）	対象年月	000000
0103（送信サービス利用票）	居宅サービス計画作成（変更）日	00000000

⑬ 複数行にわたる項目の順序について

課題／援助目標／援助内容、週間サービス計画等、CSV 形式で複数行にわたって表現される項目については、4.1 版から 5.0 版への変換時には、CSV ファイル内のレコードの順番のとおり JSON 配列へ変換することとする。また、5.0 版から 4.1 版への変換時についても同様に、JSON 配列の順序を保持したまま CSV レコードへ展開することとする。

⑭ 同一キーの重複時の取扱いについて

項目 8 の突合キーに基づく集約において、同一の突合キーを持つレコードが重複する場合があるが、その性質により以下の通り取扱いを分ける。

(a) 様式間のキー差による全組合せ生成（0201／連携区分コード 03 が該当）

0201（送信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書）では、「利用者基本情報」は相談日、「介護予防サービス・支援計画書」は計画作成（変更）日をそれぞれ識別キーの一部として持ち、両者の識別キー項目が異なるため、正しい組合せを一意に判定することができない。そのため、0201 の集約においては保険者番号及び被保険者番号のみで両様式を突合することとし、同一の保険者番号・被保険者番号の組合せについて複数の相談日及び複数の計画作成（変更）日が存在する場合は、両者の全ての組合せ（総数）で「被保険者ごとの情報」を生成する。この際のレコー

ドの並び順は、4.1 版で送信された CSV レコードの出現順を保持することとし（第一に利用者基本情報 CSV 内の出現順、第二に介護予防サービス・支援計画書 CSV 内の出現順）、日付の値による並べ替えは行わない。

(b) 一様式（CSV）内でのキー重複

本来 1 キーにつき 1 レコードとなるべき様式（単票様式）において、同一の突合キーを持つレコードが重複して存在する場合は、CSV ファイル内で最初に出現したレコードを採用し、後続の同一キーのレコードは扱わないこととする（(a)のような全組合せの生成は行わない）。これは、単票様式内での全組合せ生成が組合せ爆発によりシステムの処理性能に重大な影響を及ぼし得るためであり、キーの重複のチェック等、連携データの内容の正当性は、送信元の介護ソフト側が担保する前提とする。ただし、居宅サービス計画書第 2 表など、同一の主キーを持つレコードが複数行にわたって存在することを前提とした様式については、重複ではなく正常な繰り返し構造であり、項目 15「階層項目・繰り返し項目の CSV 出力（分配）ルール」のとおり配列として集約する。なお、5.0 版から 4.1 版への変換においては、JSON オブジェクトの組合せによりレコードが増幅することはないため、キーの重複を考慮せずそのまま CSV へ展開する。

⑮ 階層項目・繰り返し項目の CSV 出力（分配）ルールについて

様式内に存在する階層構造を持つ項目（課題→援助目標→援助内容等）、及び互いに独立した複数の繰り返し項目（週間サービス計画等）を CSV 形式との間で変換する際のルールは、項目の構造に応じて「入れ子型」と「並列リスト型」の 2 種類に分かれる。それぞれの分配方法の詳細及び具体例は、以下のとおりである。

(A) 入れ子（親子）型：居宅サービス計画書第 2 表（課題→援助目標→援助内容）等

4.1 版の CSV では、課題 NO・援助目標 NO・援助内容 NO と各属性が 1 行ごとに並び、標準仕様の出力イメージ上は「初出以降で値が変化しない親項目は空欄」として表現される。一方、5.0 版の JSON は明確な親子オブジェクト構造を持ち、親の一部分のみを後続行で上書きするという概念はない。本機能は、以下のとおり変換する。

【4.1 版から 5.0 版への変換】

各 NO（親オブジェクトを識別するキー）単位でデータを取りまとめ、入れ子構造の JSON を構築する。同一 NO グループ内で親項目（長期目標／短期目標等）の値が行により異なる場合は、最初に出現した行の値を採用し、後続行の同項目の値は参照しない。この採用ルールは、居宅サービス計画書第 2 表に限らず、0201（介護予防サービス・支援計画書別表：UPYOBO_SUB）など、同一 NO グループが複数行にわたる様式全般に適用する。

【5.0 版から 4.1 版への変換】

最も深い階層（居宅サービス計画書第 2 表の場合は援助内容）の配列の要素数だけ CSV レコードを生成し、全ての行に親（課題・援助目標）の値を毎回設定する（空欄にはしない）。標準仕様の出力イメージにあるような「初出以降で変化のない値を空欄にする」集約は行わず、各行を自己完結した内容として出力する。また、NO の整合性チェックや並べ替えは行わず、JSON 配列の出現順のとおり展開する。

【例】5.0 版 JSON（課題 1〔目標 1〔内容 1,2,3〕、目標 2〔内容 1〕〕、課題 2〔目標 1〔内容 1〕〕〕 → 4.1 版 CSV（居宅サービス計画書第 2 表：UP2KYO）の変換イメージ

CSV行	課題 NO	課題	援助目標 NO	長期/短期目標	援助内容 NO	サービス内容
1	1	課題1	1	長期1/短期1	1	サービス1
2	1	課題1	1	長期1/短期1	2	サービス2
3	1	課題1	1	長期1/短期1	3	サービス3
4	1	課題1	2	長期2/短期2	1	サービス4
5	2	課題2	1	長期3/短期3	1	サービス5

生成される CSV 行数は、最も子にあたる援助内容の総数と一致する。表中の全ての行に課題及び援助目標の値を設定しており、空欄にはしていない。

(B) 並列リスト型：居宅サービス計画書第3表等

居宅サービス計画書第3表は、「週間サービス計画（介護サービス内容～終了時間）」「主な日常生活上の活動（活動～終了時間）」「週単位以外のサービス」の3項目が、互いに独立した繰り返し構造を持つ。5.0 版では、これらはそれぞれ独立した配列（週間サービス計画一覧／主な日常生活上の活動一覧／週単位以外のサービス一覧）として表現される。

【5.0 版から 4.1 版への変換】

各配列の要素を 1 行＝1 レコードとして CSV に出力する。あるブロックの列に値を持つ行では、他のブロックの列は空文字とする（例：介護サービス内容～終了時間に値が入る行では、主な日常生活上の活動～週単位以外のサービスの列は空文字とし、逆も同様とする）。これは 4.1 版標準仕様のデータ配置とも合致する。

【例】4.1 版 CSV（居宅サービス計画書第3表：UP3KYO）の出力イメージ

CSV行	週間サービス計画 (介護サービス内容/曜日/開始/終了)	主な日常生活上の活動 (活動/開始/終了)	週単位以外の サービス
1	訪問介護/月/12:00/16:00	(空欄)	(空欄)
2	通所介護/木/10:00/12:00	(空欄)	(空欄)
3	(空欄)	起床/6:00/6:00	(空欄)
4	(空欄)	就寝/21:00/21:00	(空欄)
5	(空欄)	(空欄)	通院
6	(空欄)	(空欄)	福祉用具貸与

3つのブロックは互いに件数が揃わない独立したリストであるため、各行はいずれか1ブロックのみが値を持ち、他ブロックの列は空文字となる。本ルールは、居宅サービス計画書第3表に限らず、階層構造・繰り返し構造を持つ全ての様式に適用する。

6. 運用に応じたデータの流れについて

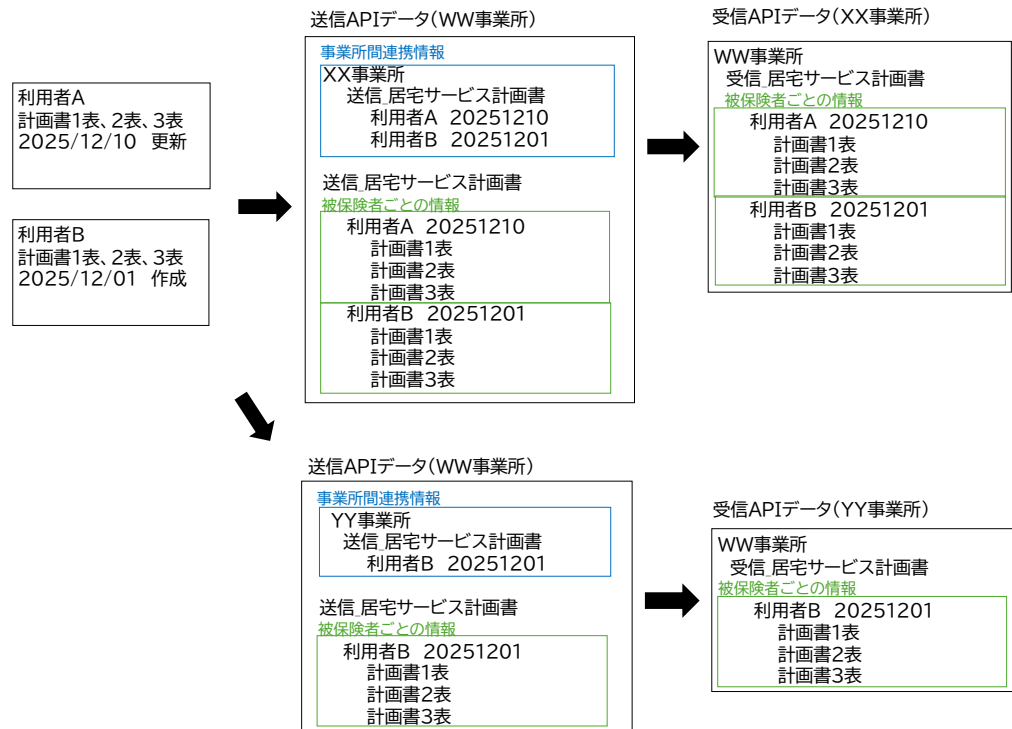
6.1 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様の流れについて

6.1.1 居宅介護支援事業所から居宅サービス事業所へデータ連携を行う場合

6.1.1.1 居宅サービス計画書作成・更新時

各サービスにおける計画書は居宅サービス計画書をもとに作成することとされていることを踏まえ、計画書1表、計画書2表、計画書3表は、居宅サービス計画書を作成・更新した際にサービス事業所へ配布する際に送信することを想定する。送信タイミングは任意とする。居宅サービス事業所における取込時は、受信した居宅サービス計画書から各サービス計画書の該当箇所に転記されることを想定する。居宅サービス計画書の更新時は、先に送信した計画書について6.1.1.2で定める取り下げの処理を行う必要はない。

<データ送受信例>

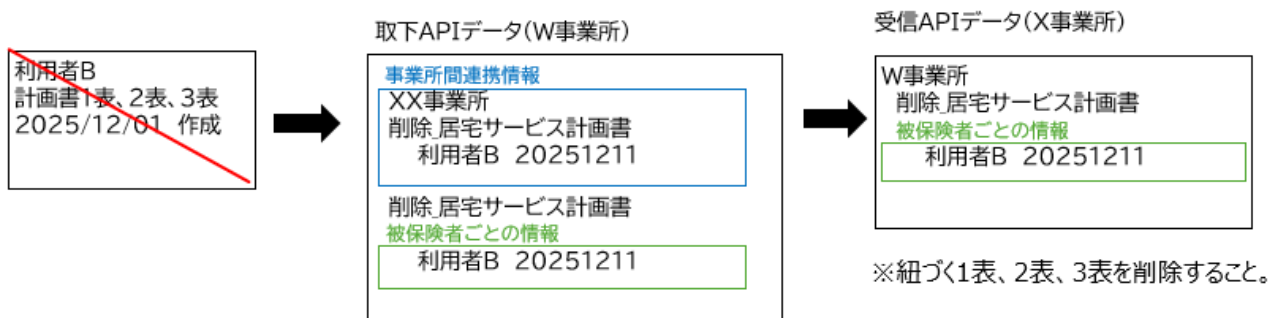


6.1.1.2 居宅サービス計画書を取り下げる場合

計画書をサービス事業所に送信したものの何かしらの理由で取り下げる場合に削除データを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで計画書の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>

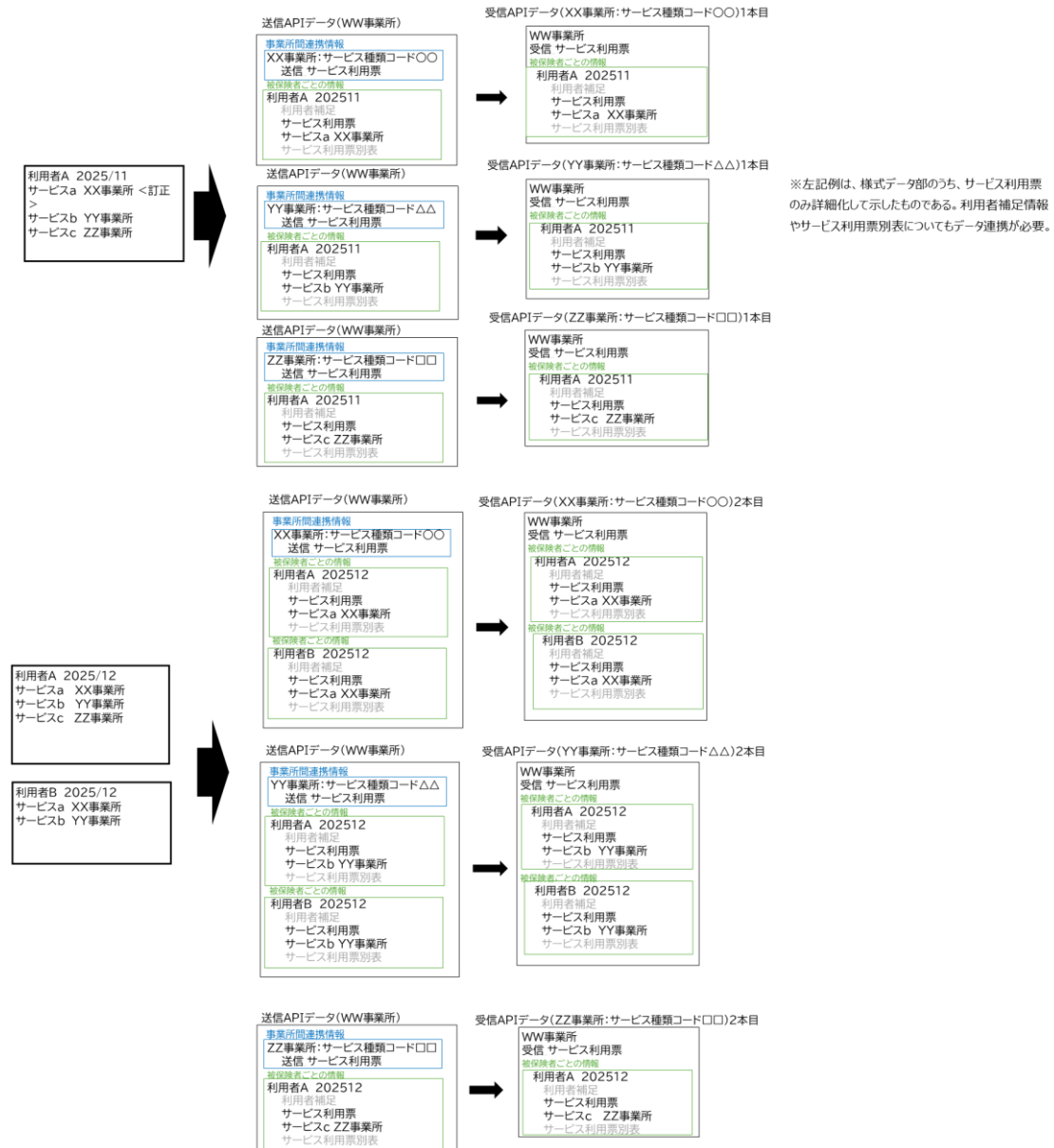
下記の計画書をX事業所に送信したが、その送信を取り下げる場合



6.1.1.3 利用票（6表、7表）作成・変更時

利用票を送信する場合は提供年月毎にファイルを作成する。月の下旬に翌月の利用票と当月の変更分を送信する場合は、下図のとおり送信API・受信APIで送受信する。対象年月が異なる場合でも送信APIデータとしては1つにまとめて送信してもよい。利用票の更新（変更）時は、先に送信した提供票について6.1.1.4に定める取り下げ処理を行う必要はない。

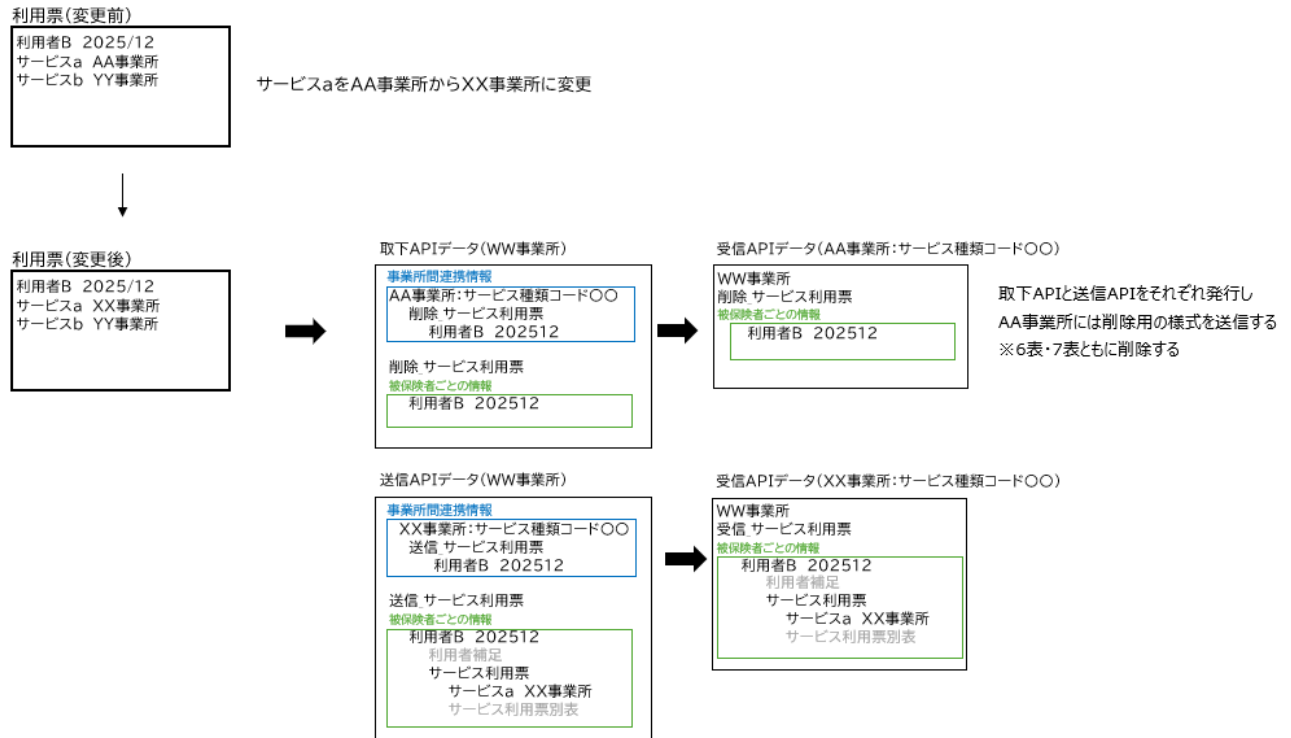
<データ送受信例>



6.1.1.4 利用票を取り下げる場合

利用票をサービス事業所に送信したものの、当該提供月において、当該事業所での全てのサービス提供の予定が無くなった場合等に削除データを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで利用票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>



6.1.2 居宅サービス事業所から居宅介護支援事業所へ連携を行う場合

6.1.2.1 実績票作成・更新時

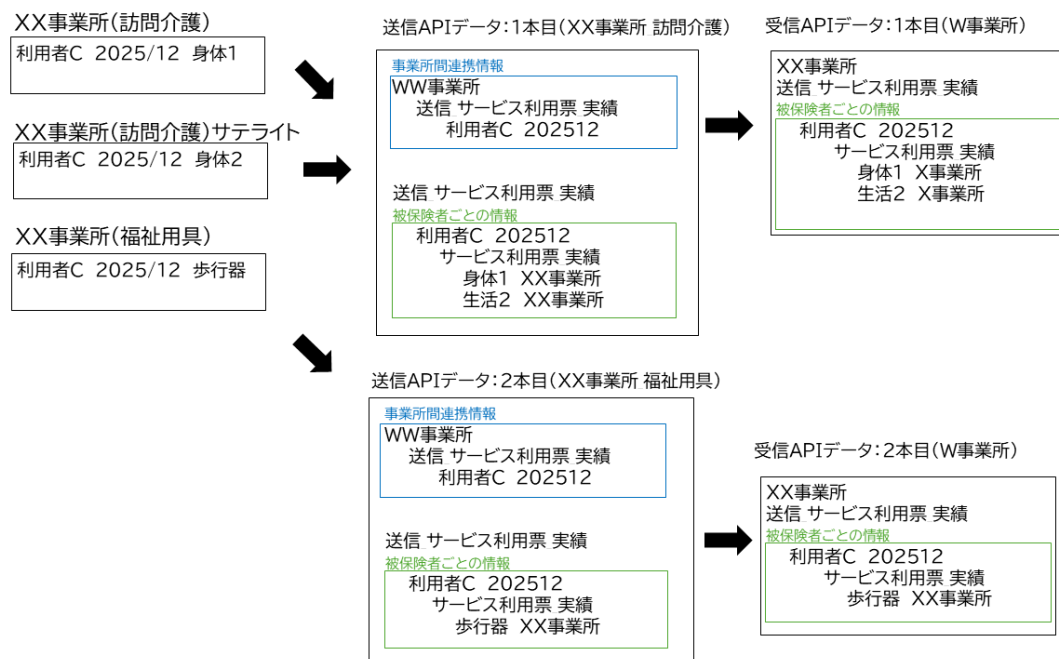
実績票を送信する場合は提供票毎、サービス種類コード+事業所番号毎にまとめ送信する。

※ サテライトの場合、複数拠点の実績を1つのデータにまとめる必要がある。

※ 1拠点サービスで実績訂正があった場合、全拠点サービス分の情報を送信する。

→複数サービスを1データで送信していた場合、実績を訂正する際は複数サービス分全てを送信する。

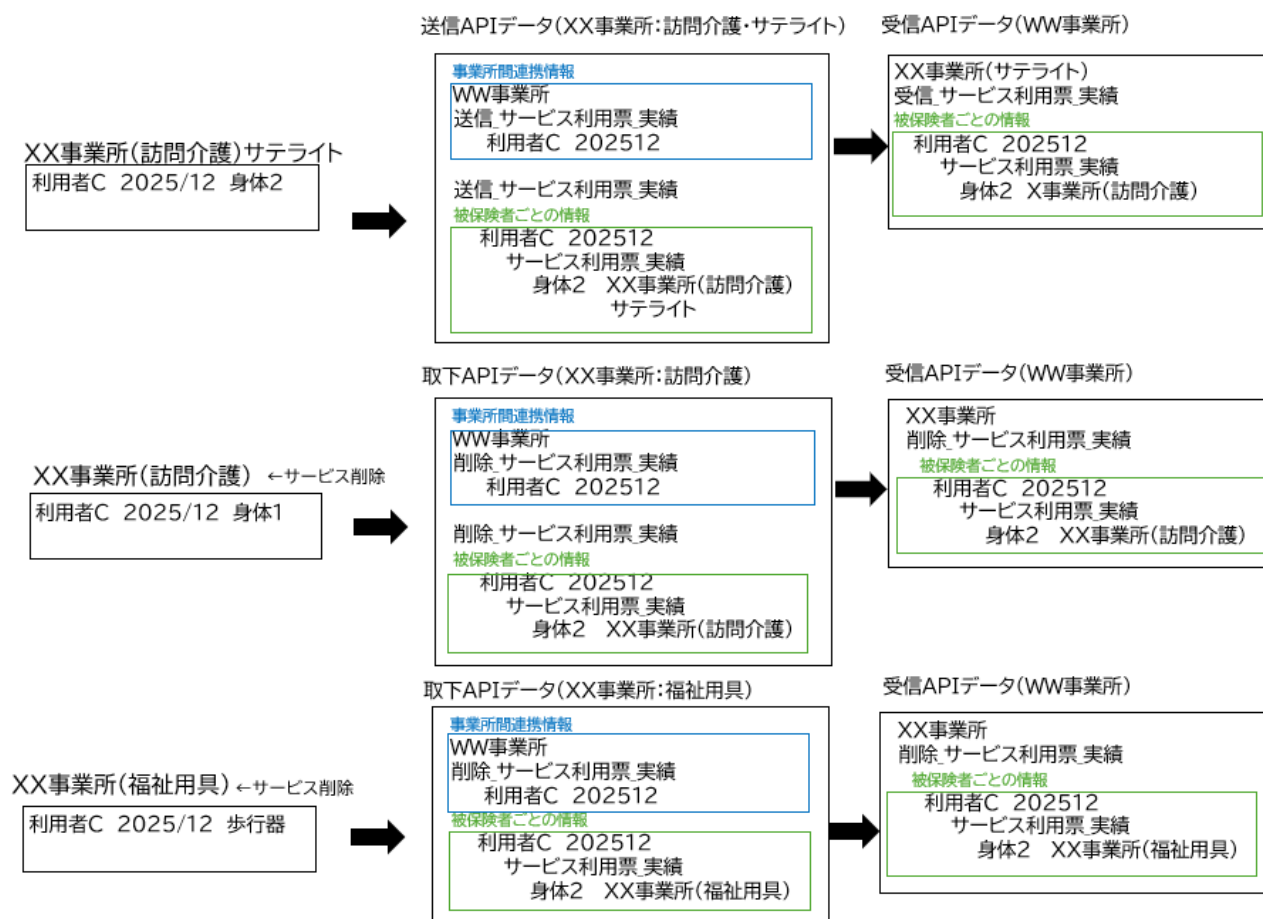
<データ送受信例>



6.1.2.2 実績票を取り下げる場合

実績を居宅介護支援事業所に送信したもののその内容を取り下げる場合に削除データを送信する。削除はサービス種類毎に行う。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで実績票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>



6.1.3 交付用登録、同意・確認用登録を行う場合

交付用登録、同意・確認用登録として登録したケアプランデータは、介護情報基盤では履歴として積み重ね登録される。履歴管理については、本紙7を参照すること。

6.2 介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェース標準仕様の流れについて

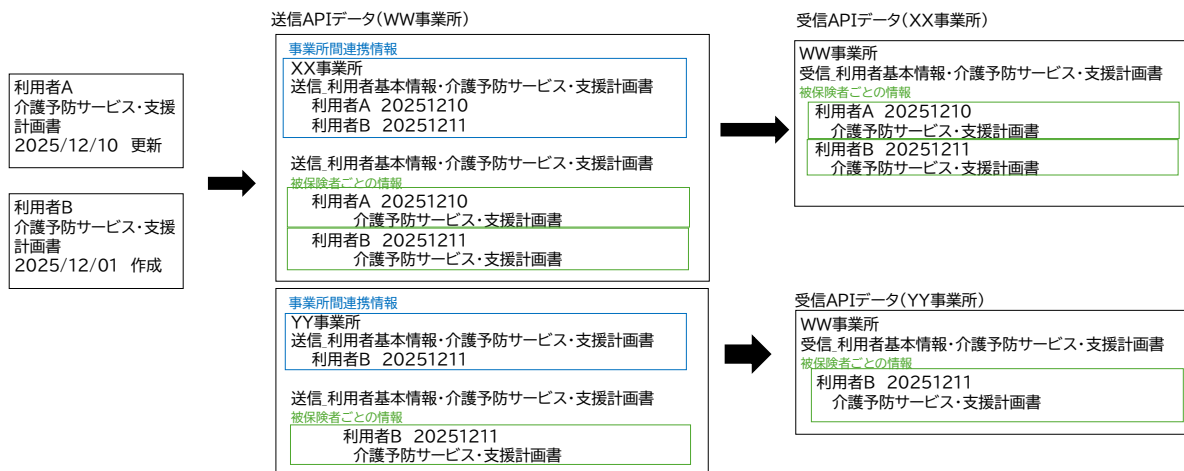
6.2.1 地域包括支援センター等から介護予防・総合事業サービス事業所へデータ連携を行う場合

6.2.1.1 介護予防サービス・支援計画書作成・更新時

地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所、もしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（地域包括支援センター等）にて介護予防サービス・支援計画書を作成・更新した際に介護予防・総合事業サービス事業所へ配布する際に送信することを想定する。送信タイミングは任意とする。介護予防・総合事業サービス事業所における取込時は、受信した介護予防サービス・支援計画書から各サービス計画書の該当箇所に転記されることを想定する。介護予防サ

ービス・支援計画書の更新時は、先に送信した計画書について 6.2.1.2 で定める取り下げの処理を行う必要はない。

<データ送受信例>

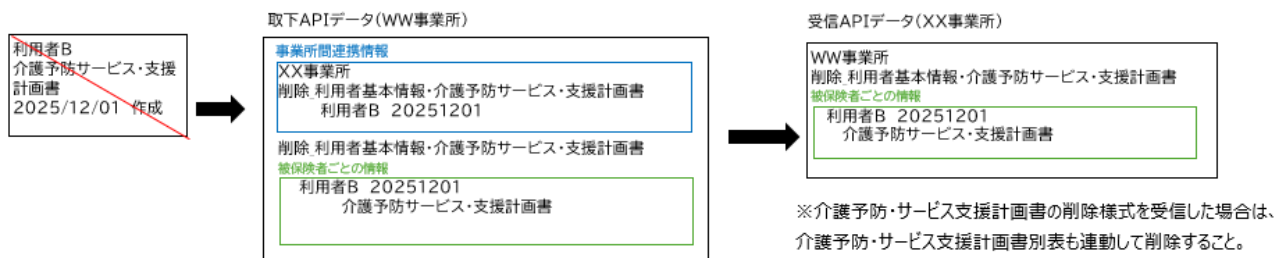


6.2.1.2 介護予防サービス・支援計画書を取り下げる場合

介護予防サービス・支援計画書を介護予防・総合事業サービス事業所に送信したものの何かしらの理由で取り下げる場合に削除データを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで計画書の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>

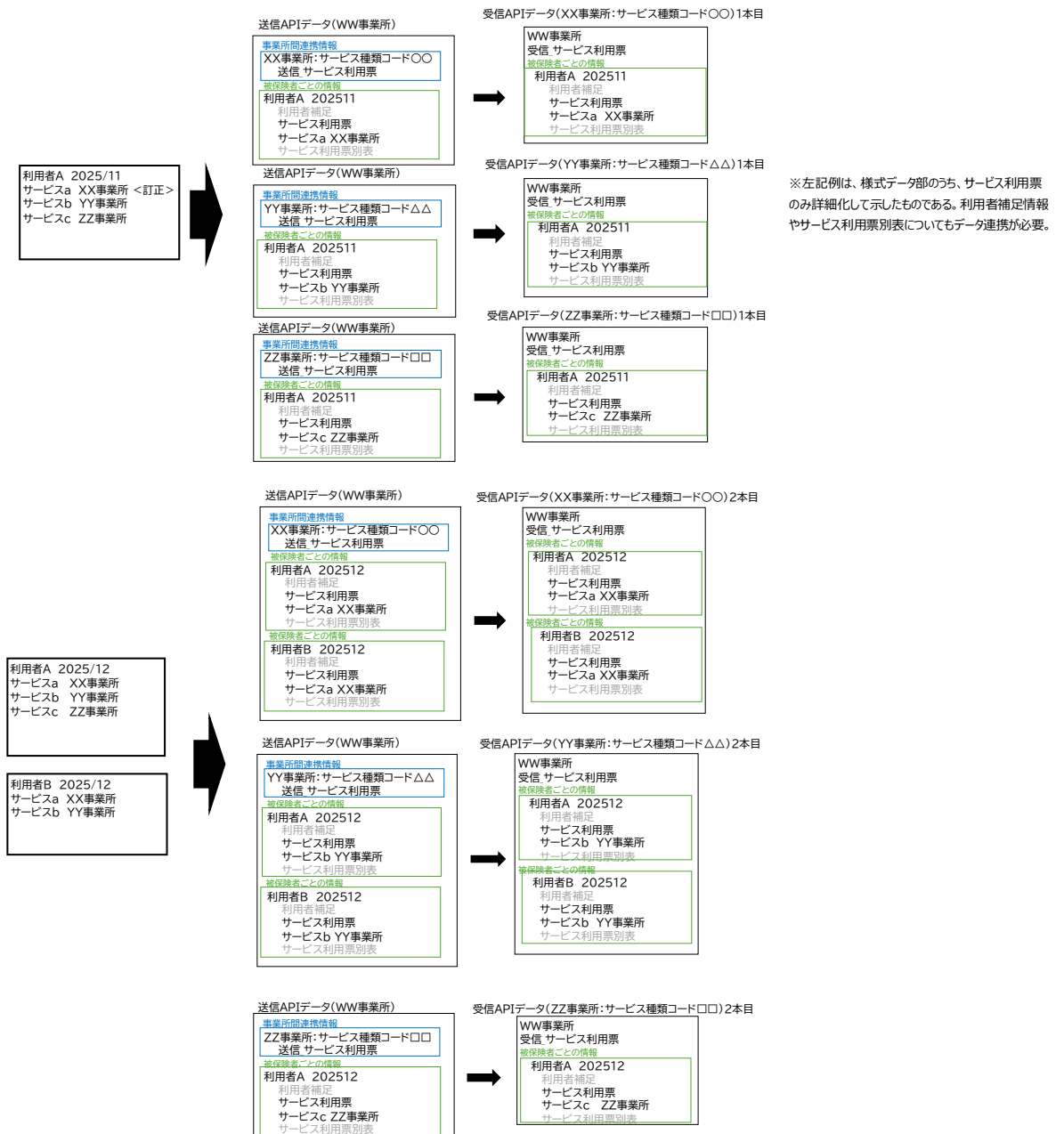
下記の計画書をXX事業所に送信したが、その送信を取り下げる場合



6.2.1.3 利用票、利用票別表作成・変更時

利用票を送信する場合は提供年月毎にファイルを作成する。月の下旬に翌月の利用票と当月の変更分を送信する場合は、下図のとおり送信API・受信APIで送受信する。対象年月が異なる場合でも送信APIデータとしては1つにまとめて送信してもよい。利用票の更新（変更）時は、先に送信した提供票について 6.2.1.4 に定める取り下げ処理を行う必要はない。

<データ送受信例>



6.2.1.4 利用票を取り下げる場合

利用票をサービス事業所に送信したものの、当該提供月において、当該事業所での全てのサービス提供の予定が無くなった場合等に削除ファイルを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで利用票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。データの送受信例については 6.1.1.4 を参照。

6.2.2 介護予防・総合事業サービス事業所または地域包括支援センターより委託を受けている居宅介護支援事業所から地域包括支援センター等へデータ連携する場合

6.2.2.1 実績票作成・更新時

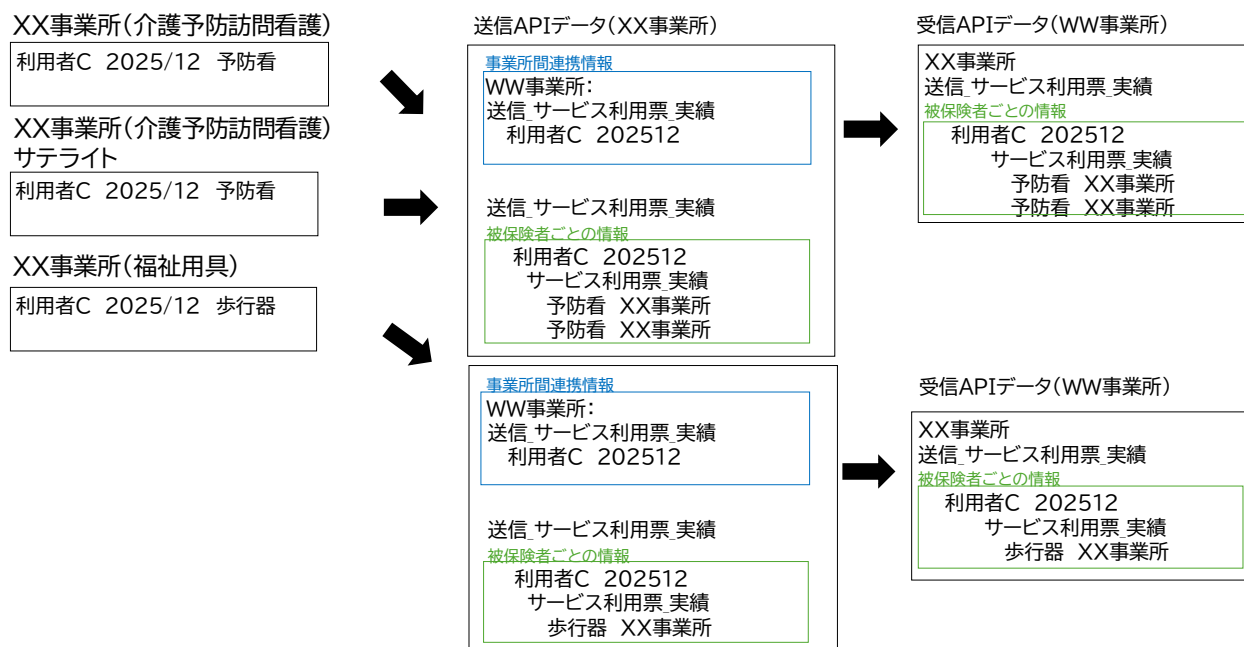
実績票を送信する場合は提供票毎、サービス種類コード+事業所番号毎にまとめ送信する。また、地域

包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所から委託元の地域包括支援センターへ実績表を送信する場合は、介護予防・総合事業サービス事業所から共有された実績票に予定情報を付けて共有する。

※ サテライトの場合、複数拠点の実績を1つのデータにまとめる必要がある。

※ 1拠点サービスで実績訂正があった場合、全拠点サービス分の情報を送信する。

→複数サービスを1データで送信していた場合、実績を訂正する際は複数サービス分全てを送信する。



※委託先の居宅介護支援事業所より委託元の地域包括支援センター向けに実績データを送る場合、予定データを付ける

6.2.2.2 実績票を取り下げる場合

実績票を地域包括支援センター等に送信したもののその内容を取り下げる場合に削除ファイルを送信する。削除はサービス種類毎に行う。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで実績票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除ファイルを送信する必要はない。データの送受信例については6.1.2.2を参照。

7. 交付用ケアプラン情報、同意・確認用ケアプラン情報の運用に応じたデータの流れについて

本章では、交付用ケアプラン情報及び同意・確認用ケアプラン情報の履歴管理方式を定める。同一計画作成日に対する複数データの保持、各データの識別方式、事業所・利用者の操作によるステータス変化、及び両ケアプラン情報間の連動関係を規定する。

7.1 履歴管理の目的と基本方針

交付用ケアプラン情報及び同意・確認用ケアプラン情報は、同一計画作成日のケアプランに対して内容の修正や再登録が発生しうる。これらの操作履歴を追跡可能とするため、同一計画作成日に対して複数データの保持を許容し、各データを履歴番号により識別する。登録・取下げ・再登録の操作は履歴として保存され、過去の操作結果は削除されない。

7.2 主キーと採番規則

7.2.1 主キーの構成

交付用ケアプラン情報及び同意・確認用ケアプラン情報の主キーは、各介護事業所の利用者（サービス事業所コード、サービス種類コード、保険者番号、被保険者番号）単位で、「計画作成日」と「履歴番号」の組で構成する。

7.2.2 採番の範囲

履歴番号は交付用ケアプラン情報及び同意・確認用ケアプラン情報のそれぞれに対して独立に採番する。交付用ケアプラン情報内では同一計画作成日の範囲内での一意性を保証し、同意・確認用ケアプラン情報内では同一計画作成日の範囲内での一意性を保証する。従って、両者間で履歴番号の一致は保証しない。

7.2.3 採番方式

新規データの履歴番号は、取下げ済みケアプランを含む同一計画作成日の全ケアプランの最大履歴番号に 1 を加えた値を付与する。

7.2.4 交付用、同意・確認用ケアプラン情報間の履歴番号差異

交付用ケアプラン情報と同意・確認用ケアプラン情報の履歴番号は独立に採番されるため、同一計画作成日であっても両者間で履歴番号に差異が生じる場合がある。同意・確認用ケアプラン情報への利用者同意成立に伴う交付用ケアプラン情報の複製（7.5.1 参照）においても、履歴番号は複製先の交付用ケアプラン情報の採番方式に従い、複製元の履歴番号は引き継がない。

7.3 交付用ケアプラン情報における操作と状態

7.3.1 ステータス項目

交付用ケアプラン情報のステータスを以下に示す。

ステータス	ステータス説明
登録	参照・取下げの対象となる状態
取下	取下げられた状態。以降の操作対象とならず、履歴として保持される

図表 7.3.1 交付用ケアプラン情報におけるステータス一覧

ステータス遷移は「登録」から「取下」の一方向とし、一度行った取下げを撤回することはできない。

7.3.2 操作の一覧

交付用ケアプラン情報に対して実行可能な操作と実行可否の条件を以下に示す。

操作	実行者	操作種別	付随処理	実行可否条件
新規登録	介護事業所	登録	履歴番号1で採番	同一計画作成日内に有効データが存在しないこと（7.6 参照）
取下	介護事業所	更新	—	「登録」ステータスのデータに対して、登録後24時間の期間内に限り実行可能
再登録	介護事業所	登録	取下済ケアプランの履歴番号+1で採番	新規登録と同条件。取下操作により同一計画作成日の既存データが「取下」ステータスとなった場合に実行可能

図表 7.3.2 交付用ケアプラン登録における可能操作一覧

新規登録及び再登録は、介護事業所が自身の利用する介護ソフトから交付用登録 API を介して行う。

取下げは、介護事業所が介護保険資格確認等 Web サービスを介して交付用取下 API によって行う。

7.4 同意・確認用ケアプラン情報における操作と状態

7.4.1 ステータス項目

同意・確認用ケアプラン情報のステータスを以下に示す。

ステータス	ステータス説明
登録（未同意）	登録済みで利用者の同意が未取得の状態
登録（同意済）	登録済みで利用者の同意が取得済みの状態
登録（同意取消）	登録済みで利用者による同意取消しが行われた状態
取下	取下げられた状態。以降の操作対象とならず、履歴として保持される

図表 7.4.1 同意・確認用ケアプラン情報におけるステータス一覧

7.4.2 操作の一覧

同意・確認用ケアプラン情報に対して実行可能な操作と実行可否の条件を以下に示す。

操作	実行者	操作種別	付随処理	実行可否条件
新規登録	介護事業所	登録	履歴番号1で採番	同一計画作成日内に有効データが存在しないこと（7.6 参照）
同意	利用者	更新	同意日時を記録し、交付用ケアプラン情報を複製生成（7.5.1）	「登録（未同意）」ステータスのデータに対して実行可能
同意取消	利用者	更新	同意取消日時を記録し、複製された交付用ケアプラン情報を「取下」に更新（7.5.2）	同意成立から24時間以内に限り、「登録（同意済）」ステータスのデータに対して実行可能。同意成立後、24時間経過で実行不可
再同意	利用者	更新	同意取消を日時クリアし、同意日時を更新。交付用ケアプラン情報の「取下」を「登録」に更新（7.5.2）	「登録（同意取消）」ステータスのデータに対して実行可能。時間制約は設けない
取下	介護事業所	更新	—	「登録（未同意）」または「登録（同意取消）」ステータスのデータに対してのみ実行可能。「登録（同意済）」ステータスに対する取下げは不可
再登録	介護事業所	登録	履歴番号+1で採番	新規登録と同条件

図表 7.4.2 同意・確認用ケアプラン情報における可能操作一覧

新規登録及び再登録は、介護事業所が自身の利用する介護ソフトから同意・確認用登録 API を介して行う。取下げは、介護事業所が介護保険資格確認等 Web サービスを介して同意・確認用取下 API によって行う。利用者による同意・同意取消・再同意はマイナポータルを介して行う。

7.5 同意成立に伴う交付用ケアプラン情報の生成

同意・確認用ケアプラン情報に対する利用者の同意が成立した際、同一内容の交付用ケアプラン情報が複製生成される。以降、この複製された交付用ケアプラン情報は、複製元である同意・確認用ケアプラン情報の同意状態の変化に同期してステータスが遷移する。

本節では、複製生成の契機と採番規則（7.5.1）、同意状態の変化に伴うステータス連動（7.5.2）、及び複製されたデータに対する介護事業所からの操作制約（7.5.3）を定める。

7.5.1 同意成立時の交付用ケアプラン情報の複製生成

同意・確認用ケアプラン情報への利用者同意が成立した際、同一の登録情報を持つ交付用ケアプラン情報を新規に生成する。当該データのステータスは「登録」とする。複製された交付用ケアプラン情報の履歴番号は、交付用ケアプラン情報の採番方式（7.2.3）に従い、交付用ケアプラン情報内の同一計画作成日を持つデータの最大履歴番号+1 として付与することとし、複製元の同意・確認用ケアプラン情報の履歴番号は引き継がない。

7.5.2 同意取消・再同意に伴う交付用ケアプラン情報の状態連動

利用者による同意取消が行われた場合は、複製された交付用ケアプラン情報を「取下」ステータスに更新する。利用者による再同意が成立した場合は、「取下」ステータスの交付用ケアプラン情報を「登録」ステータスに復元する。上記はいずれも更新処理により実現し、履歴番号のカウントアップは発生しない。

7.5.3 複製された交付用ケアプラン情報の操作制約

同意・確認用ケアプラン情報への同意成立により複製された交付用ケアプラン情報は、介護事業所による直接的な操作の対象外とする。当該データのステータス変化は、同意・確認用ケアプラン情報における利用者のマイナポータルでの操作に伴う連動処理によってのみ発生する。

7.6 計画作成日が同一の交付用、同意・確認用ケアプラン情報の登録可否

計画作成日が同一の有効データが 1 件でも存在する場合、交付用ケアプラン情報、同意・確認用ケアプラン情報ともに新規登録を受け付けない。既存の有効データが介護事業所からの明示的な取下げによって「取下」ステータスとなった後に限り、新規登録が可能となる。過去の「取下」ステータスのデータは削除せず、履歴として保持する。利用者による同意が成立する前の同意・確認用ケアプラン情報の内、同一計画作成日の有効データが存在する時、同一計画作成日の交付用ケアプラン情報の登録を行う場合は、介護事業所による対象の同意・確認用ケアプラン情報の取下げが必要となる。

7.7 履歴番号のカウンタアップ契機

履歴番号のカウンタアップは、データの登録処理を伴う操作に限定される。したがって、更新処理により実現される操作では履歴番号の変動は発生しない。

カウンタアップ対象（+1）

- ・ 介護事業所による新規登録（交付用ケアプラン情報／同意・確認用ケアプラン情報）
- ・ 取下げ済みデータに対する介護事業所による再登録
- ・ 同意・確認用ケアプラン情報への利用者同意成立時の交付用ケアプラン情報の複製生成

カウンタアップ非対象（変動なし）

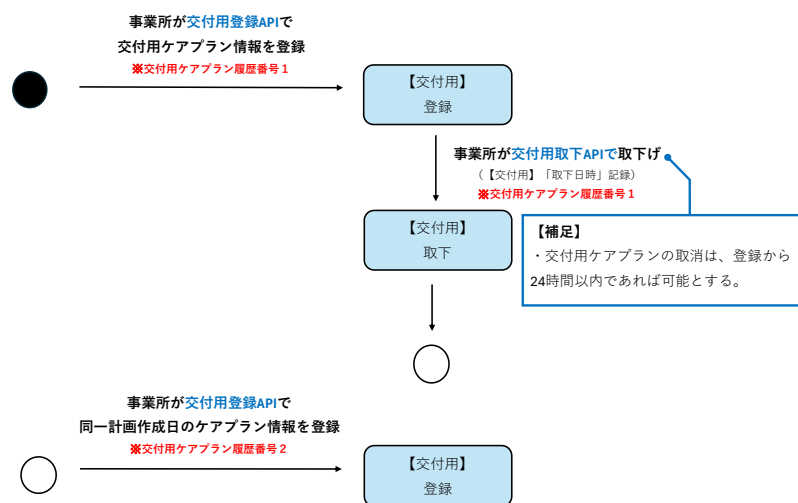
- ・ 利用者による同意成立
- ・ 利用者による同意取消
- ・ 利用者による再同意
- ・ 介護事業所による取下げ

7.8 代表シナリオにおける履歴形成

7.8.1 交付用ケアプラン情報の標準フロー

交付用ケアプラン情報に関する標準的なフローと履歴形成の例を以下に示す。

交付用登録の標準フロー（登録→取下→再登録）

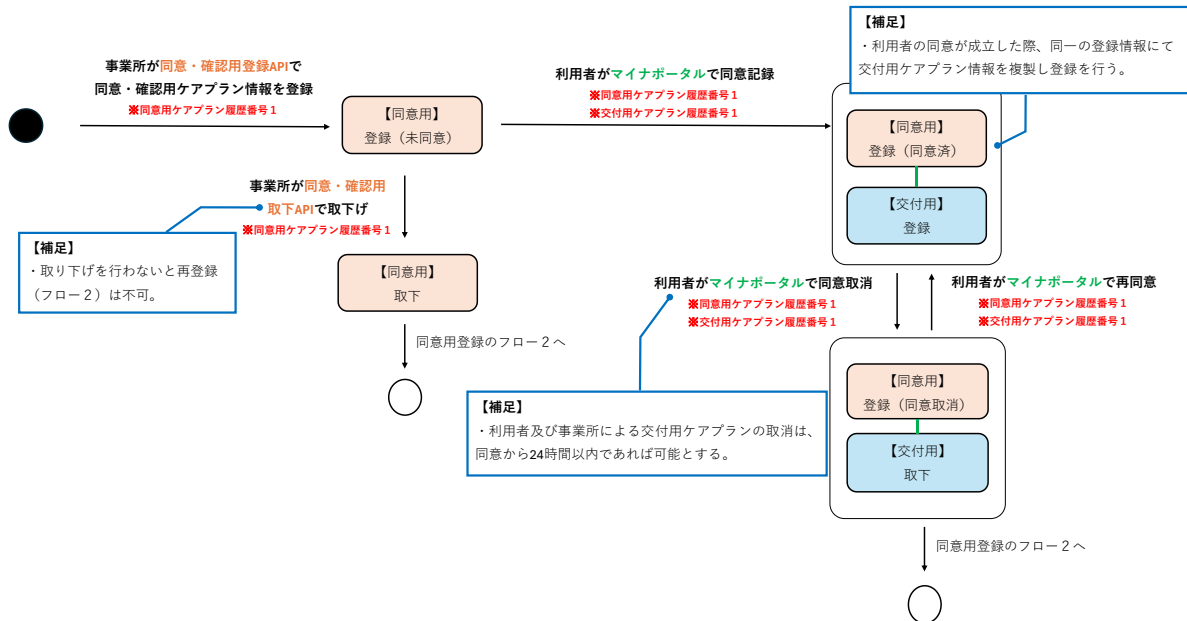


図表 7.8.1 交付用ケアプラン情報の標準フロー

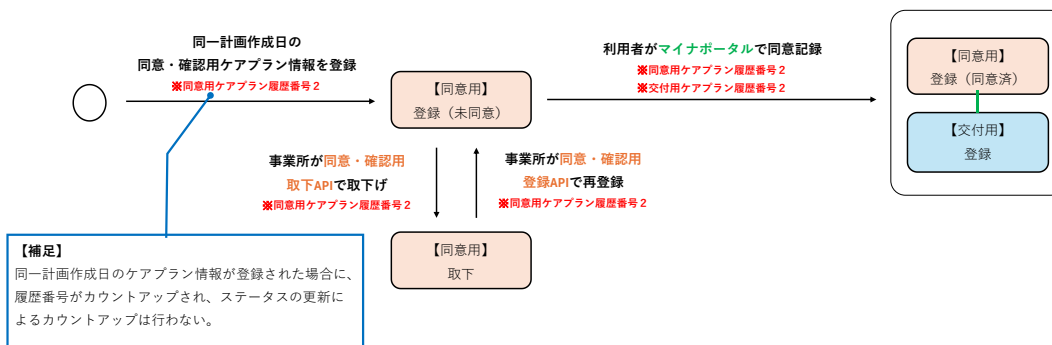
7.8.2 同意・確認用ケアプラン情報の標準フロー

同意・確認用ケアプラン情報に関する標準的なフローと履歴形成の例を以下に示す。

同意用登録のフロー 1（登録→同意→同意取消→再同意）



同意用登録のフロー 2（登録→同意→同意取消→取下→再登録）



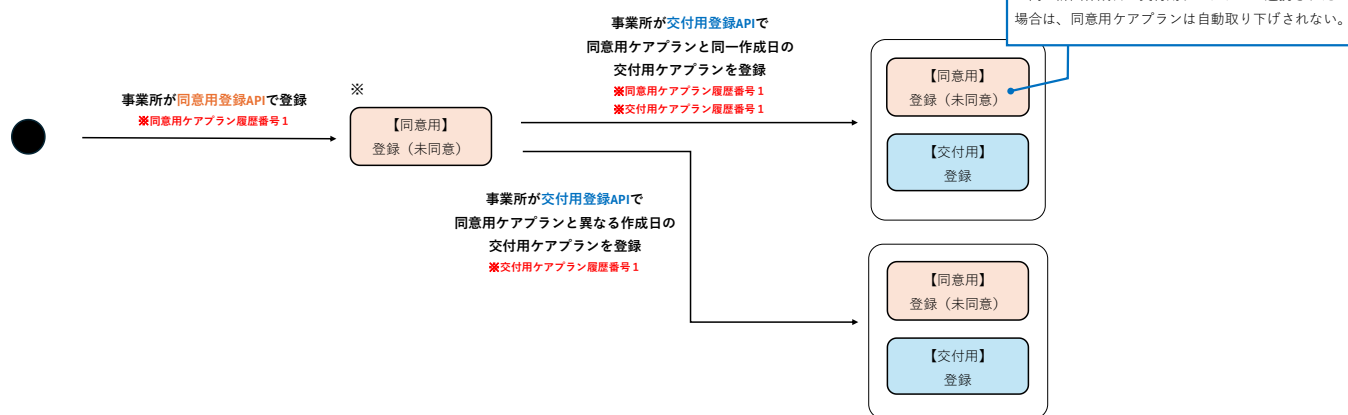
図表 7.8.2 同意・確認用ケアプラン情報の標準フロー

7.8.3 同意・確認用ケアプラン情報の同意前に交付用ケアプラン情報が登録されるフロー

ケアプランへの利用者同意は既存の対面による書面同意を基本運用として想定しており、マイナポータル経由で利用者同意を案内した後、対面での書面同意が先に成立するケースがあり得る。この場合の、同意・確認用ケアプラン情報の利用者同意前に交付用ケアプランを登録するフローと履歴形成の例を以下に示す。

同意・確認用ケアプラン情報の同意前に交付用ケアプラン情報が登録されるフロー

(※の状態からマイナポータルで同意記録される場合の遷移は、シナリオ②のフローと同じ)



図表 7.8.3 同意・確認用ケアプラン情報の同意前に交付用ケアプラン情報が登録されるフロー

8. データ連携にあたっての安全管理について

本仕様に準じてデータ連携のセキュリティに関する要件は、最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準ずる。

9. 本標準仕様への適合確認について

各介護保険システムからのデータ連携が本仕様に適合しているかどうかについては、複数の介護保険システムベンダー同士の協力のもと、各社の責任で行う。

以上